

米国海洋政策の現状と課題

2009年3月

社団法人 日本中小型造船工業会

はじめに

米国では、2003年から2004年にかけて海洋政策を大きく転換することとなる勧告・提言が発表された。一つは大統領任命の The U.S. Commission on Ocean Policy が 2004年に発表した報告書であり、もう一つは民間財団 Pew Charitable Trust による Pew Oceans Commission が 2003年に発表した報告書である。いずれの報告書も海洋の管理統治（Ocean Governance）及び持続可能な（Sustainable）海洋資源利用を強調し、そのための連邦の海洋行政に係る機関の大幅な機構改革などを勧告・提言している。

ブッシュ大統領は、The U.S. Commission on Ocean Policy の勧告・提言を受けて、2004年末に U.S. Ocean Action Plan を公表した。これ以降米国における海洋政策はこの行動計画を基に様々な取組みがなされているが、未だ着手されていない、あるいは不十分な分野が残されているとの指摘がある。

本稿は、2009年1月に米国が政権交代を迎えたことを踏まえ、これまでの取組みや今後の課題の整理を試みたものである。本稿が関係各位のご参考に資することができれば幸いである。

ジェトロ・ニューヨーク・センター船舶部
(社団法人日本中小型造船工業会共同事務所)

ディレクター 小濱 照彦
シニアリサーチャー 氏家 純子

目 次

1. 米国の海洋政策を巡る状況	1
1.1 2000年海洋法に基づく海洋政策の包括的検討	1
1.2 U.S. Ocean Action Planの実施状況と評価	4
1.3 最近の議会における立法活動	6
(参考) The Pew Oceans Commissionについて	7
2. 米国における海洋政策に係る政策決定機構	8
2.1 海洋政策委員会 (Committee on Ocean Policy)	8
2.2 海洋関連立法政策の決定に関わる上下両院の委員会	10
3. 海洋政策及び海洋関係プログラムに係る主要行政機関	12
3.1 National Oceanic and Atmospheric Administration	12
3.2 National Science Foundation	13
3.3 National Aeronautics and Space Administration	13
3.4 U.S. Geologic Survey	14
3.5 U.S. Navy (Office of Naval Research、Naval Research Laboratory)	14
3.6 National Institutes of Health (The National Institute of Environmental Health Sciences)	15
3.7 U.S. Coast Guard	15
4. 海洋政策の形成に影響を及ぼす非政府グループ・団体	16
4.1 Joint Ocean Commission Initiative	16
4.2 Consortium for Ocean Leadership	18
4.3 Friends of NOAA	20
5. 海洋政策関連立法活動	22
5.1 第110議会において成立した法律	22
5.2 第110議会において審議された法案	23
5.3 第111議会における立法活動	35
6. 海洋関連施策に係る予算	36
6.1 連邦政府機関における海洋関連施策に係る予算	36
6.2 National Oceanic and Atmospheric Administrationの海洋関連施策と予算	38
6.3 National Oceanic and Atmospheric Administrationの自己評価	42
7. 海洋政策に係る課題	44
7.1 Joint Ocean Commission Initiativeの提言	44
7.2 Consortium for Ocean Leadershipの提言	45

1. 米国の海洋政策を巡る状況

1.1 2000年海洋法に基づく海洋政策の包括的検討

米国における国としての包括的な海洋政策への取組みは、1960年代半ばにまで遡ることができる。1966年には、海洋科学・エンジニアリング及び海洋資源に関する大統領委員会が設置された（Stratton Commission）。同委員会は、1969年、連邦海洋プログラムを再編成し、海洋気象庁（The National Oceanic and Atmospheric Administration（NOAA））を設置することとなる勧告等を行った。しかしながら、その後も米国の海洋管理は分裂し、多くの法律、規則及び慣行によって混乱したままであった。

米国第106議会において成立した2000年海洋法（The Ocean Act of 2000）は、大統領に対し、米国の海洋政策の包括的な検討を行う委員会を設置すること、委員会からの勧告・提言に対する回答を議会に行うこと等を規定している¹。

これにより、The U.S. Commission on Ocean Policy（USCOP）が2001年9月に設置され、3年後の2004年9月20日にその報告書「An Ocean Blueprint for the 21st Century」を公表した。報告書においては、大統領、議会、行政府機関に対し212項目に及ぶ勧告・提言が行われている。

この勧告・提言に対し、ブッシュ大統領（当時）は、2004年12月17日付けで、2000年海洋法の規定に従いUSCOP勧告への公式回答となる「U.S. Ocean Action Plan（OAP）」を公表、議会に提出した。

1.1.1 An Ocean Blueprint for the 21st Century

上述のとおり、USCOPの報告書では212項目の勧告・提言がなされているが、そのうち以下の5分野13項目について「重要かつ必須」としている²。

(1) 管理の向上

- ・大統領府（The Executive Office of the President）内に大統領補佐官を座長とする「国家海洋会議（National Ocean Council）」の設置
- ・海洋政策に関する大統領諮問会議（President's Council of Advisors in Ocean Policy）の創設
- ・NOAAを強化し、連邦機関の機構を向上させること。
- ・国家海洋会議によって促進かつ支持される、地域海洋会議を創設するための弾力性のあるかつ自発的なプロセスを開発すること。
- ・連邦水域について調整された管理制度の創設

(2) 賢明な決定のための健全な科学

- ・全米の海洋研究に係る投資の倍増、海洋開発にかかる新分野の立ち上げ及びこれらをサポートする先端技術、近代的なインフラの整備
- ・全米の統合化海洋観測システム及びモニタリングネットワークの実現

¹ <http://www.oceancommission.gov/documents/oceanact.pdf>

² http://www.oceancommission.gov/documents/full_color_rpt/welcome.html

(3) 教育－未来への基礎

- ・調整され効果的なフォーマル及びインフォーマルなプログラムを通しての海洋教育の向上

(4) 個別管理課題

- ・沿岸及び流域の管理及びこれらの間のリンクの強化
- ・水質汚染、特にノンポイント汚染について測定可能な汚染削減のための目標の設定及びこれら目標を達成するためのインセンティブ、技術援助及び他の管理ツールの強化
- ・評価と配分の分離、地域漁業管理審議会（Regional Fishery Management Council）システムを改善及び特化された漁業権の使用の検討による漁業管理の再構築
- ・国連海洋法条約（United Nations Convention on the Law of the Sea）の批准

(5) 実施

- ・オフショアの石油・ガス開発及び新しい活動からの収入のうち未割当分をベースとする、連邦または州レベルでの改善された海洋・沿岸管理を支える「海洋政策信託基金（Ocean Policy Trust Fund）」の創設

1.1.2 U.S. Ocean Action Plan

OAP は海洋生物資源及び海洋生態系の管理を主目的とし、既存の政策イニシアティブやプログラムの整理・統括や計画を示している。OAP は、6 分野にまとめられており、また、短期及び長期の重点事項として、以下の 9 項目を取り上げている。

(1) 海洋に係るリーダーシップ及び調整機能の向上

- ・閣僚級海洋政策委員会の創設
- ・メキシコ湾における地域パートナーシップの支援
- ・NOAA を商務省傘下とするための NOAA 組織法の成立に向けた努力

(2) 海洋、沿岸及び五大湖についての理解の増進

- ・総合的な海洋観測を含む全地球観測ネットワークの構築
- ・海洋に関する優先研究計画（Ocean Research Priorities Plan）と実施戦略の策定
- ・珊瑚礁地域行動戦略の実施

(3) 海洋、沿岸及び五大湖の資源の利用と保全を向上

- ・漁業管理のための市場原理による利用拡大を促進するための地域漁業委員会との共同作業

(4) 沿岸及び流域の管理

(5) 海上輸送への支援

- ・政権の国家輸送行動課題の実行



(6) 国際的な海洋科学及び海洋政策の推進

- ・国連海洋法条約批准の支援

1.1.1 に述べた USCOP 報告書において「重要かつ必須」とであるとされた 13 項目と OAP の重点事項を比較すると、強い関係が見られるもの、関係は見られるものの明確でないもの、勧告に対応する行動が見られないもの及び勧告に無い行動があることがわかる（図表 1）。

図表 1 USCOP 重要 13 項目と OAP 重点 9 項目の比較

USCOP 重要 13 項目	OAP 重点 9 項目
<p>(1)管理の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大統領府 (The Executive Office of the President) 内に大統領補佐官を座長とする「国家海洋会議 (National Ocean Council)」の設置 ・海洋政策に関する大統領諮問会議 (President's Council of Advisors in Ocean Policy) の創設 ・NOAA を強化し、連邦機関の機構を向上させること。 ・国家海洋会議によって促進かつ支持される、地域海洋会議を創設するための弾力性のあるかつ自発的なプロセスを開発すること。 ・連邦水域について調整された管理制度の創設 	<p>(1)海洋に係るリーダーシップ及び調整機能の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閣僚級海洋政策委員会の創設 ・メキシコ湾における地域パートナーシップの支援 ・NOAA を商務省傘下とするための NOAA 組織法の成立に向けた努力
<p>(2)賢明な決定のための健全な科学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全米の海洋研究に係る投資の倍増、海洋開発にかかる新分野の立ち上げ及びこれらをサポートする先端技術、近代的なインフラの整備 ・全米の統合化海洋観測システム及びモニタリングネットワークの実現 	<p>(2)海洋、沿岸及び五大湖についての理解の増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な海洋観測を含む全地球観測ネットワークの構築 ・海洋に関する優先研究計画 (Ocean Research Priorities Plan) と実施戦略の策定 ・珊瑚礁地域行動戦略の実施
<p>(3)教育—未来への基礎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調整され効果的なフォーマル及びインフォーマルなプログラムを通しての海洋教育の向上 	<p>(3)海洋、沿岸及び五大湖の資源の利用と保全を向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業管理のための市場原理による利用拡大を促進するための地域漁業委員会との共同作業
<p>(4)個別管理課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸及び流域の管理及びこれらの間のリンクの強化 ・水質汚染、特にノンポイント汚染について測定可能な汚染削減のための目標の設定及びこれら目標を達成するためのインセンティブ、技術援助及び他の管理ツールの強化 ・評価と配分の分離、地域漁業管理審議会 (Regional Fishery Management Council) システムを改善及び特化された漁業権の使用の検討による漁業管理の再構築 ・国連海洋法条約 (United Nations Convention on the Law of the Sea) の批准 	<p>(4)沿岸及び流域の管理</p> <p>(5)海上輸送への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政権の国家輸送行動課題の実行 <p>(6)国際的な海洋科学及び海洋政策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連海洋法条約批准の支援
<p>(5)実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフショアの石油・ガス開発及び新しい活動からの収入のうち未割当分をベースとする、連邦または州レベルでの改善された海洋・沿岸管理を支える「海洋政策信託基金 (Ocean Policy Trust Fund)」の創設 	

 : 強い関係が見られるもの
  : 関係は見られるものの明確でないもの

 ? : 勧告に対応する行動が見られないもの及び勧告に無い行動

1.2 U.S. Ocean Action Plan の実施状況と評価

1.2.1 U.S. Ocean Action Plan の実施状況

OAPのうち、「閣僚級海洋政策委員会」は、2004年12月17日の大統領令により、環境審議会（Council on Environmental Quality（CEQ））内に同議長が議長を兼務する海洋政策委員会（Committee on Ocean Policy）が設置された。

海洋政策委員会は、2007年1月、OAPのアップデートを行うとともに³、傘下に設けた小委員会、パネルのうち、NSTC Joint Subcommittee on Ocean Science and Technology（JSOST）が、「Charting the Course for Ocean Science in the United States for the next decade」と題する報告書をまとめ、海洋に関する優先研究計画と実施戦略を策定している⁴。

また、関係行政機関でも、例えば国立公園局（National Park Service（NPS））が、海洋公園保全行動計画（National Park Service Ocean Park Stewardship Action Plan）⁵をまとめる等の活動が行われている。この行動計画は、NOAAや他の連邦機関及び公共・私的機関のパートナーシップによる海洋公園の保護、避難場所及び準備場所のシームレスなシステムの確立も取り上げられている。さらに、マッピング、保護の向上、公共の教育と関与、及び探査と保全の技術能力の向上に関連する行動が記載されている。

なお、2004年に米議会上院外交委員会は、国連海洋法条約の批准を勧告した。2007年5月にブッシュ大統領もステートメントを発し、第110議会（2007～2008年）において「国連海洋法条約の批准を行うよう」に上院を促した。2007年10月に上院外交委員会は、国連海洋法条約への上院のアドバイスと同意を勧告したが、当時の上院は第110議会中の批准を全く行わなかった。

1.2.2 Joint Ocean Commission Initiative

USCOPは、大統領、議会、行政府機関にあてた勧告・提言を発表した後、2000年海洋法の規定により、2004年末任期が満了した。一方、大統領の諮問機関であったUSCOPとは別に、民間のPew Charitable TrustがPew Oceans Commission⁶を組織し、2003年に報告書を発表、政策提言を行っている⁷。両者の目的はほぼ同じであり、USCOPの任期満了以降合同して「Joint Ocean Commission Initiative（JOCI）」として活動している。

このイニシアティブの主要目的は、エコシステム管理、海洋ガバナンス改革、向上された漁業管理、管理決定のための科学への依存の増大及び海洋・沿岸プログラムへの予算資金の増大等の必要を含む中核となる優先事項を有する海洋政策の進歩を維持することにある。

2006年3月、超党派上院議員10名は、JOCIに対して、①USCOPとPew Oceans Commissionの勧告のうち議会が実行すべき上位10事項は何か、②予算の配算を最優先

³ http://ocean.ceq.gov/oap_update012207.pdf

⁴ <http://ocean.ceq.gov/about/docs/orppfinal.pdf>

⁵ http://www.nps.gov/pub_aff/oceans/conserv.htm

⁶ Pew Oceans Commissionについては、章末の参考を参照されたい。

⁷ http://www.pewtrusts.org/our_work_report_detail.aspx?id=30009

すべき事項は何か、③効果的かつ統合された海洋管理の確立のための法律と連邦予算プロセスの変更を優先すべき事項は何か、と質問した。これに応じて JOCI は、2006 年 6 月、議会に対し「**From Sea to Shining Sea – Priorities for Ocean Policy Reform**」と題する報告書を提出した。その内容は、上院の要請に応え、海洋エコシステムを保護し、再生し、かつ維持するための議会アクションの最も緊急な優先事項を識別したものであり、以下の 10 項目である⁸。

- (1) 国家海洋政策の宣言（ステートメント）の採択
- (2) NOAA の機能を強化する組織法の制定及び海洋政策に関し行政機関の調整機能の強化
- (3) エコシステムをベースとする地域における海洋管理の振興
- (4) 改善されたマグナソン・スティーブンス魚類保全・管理法（Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act）の再承認
- (5) ブッシュ政権の「海洋に関する優先研究計画と実施戦略」における主要イニシアティブと統合した海洋関連の研究と教育のイノベーションと競争を支援する法律の制定
- (6) 統合海洋観測システム（IOOS: Integrated Ocean Observing System）の承認及び予算拠出を行う法律の制定
- (7) 国連海洋法条約の批准
- (8) 連邦政府及び州政府による海洋と沿岸の管理と理解を向上させるための専用の資金ソースとして米国財務省に海洋信託基金（Ocean Trust Fund）の創設
- (9) 中核になる海洋及び沿岸プログラムの基礎となる資金の増加と統合された海洋予算の策定への指向
- (10) 第 109 議会における海洋及び沿岸関連法案の審議の促進

JOCI は、プレス・リリースや議会あての書簡や公聴会証言及び公共公開スピーチ参加等によって海洋政策の改革の促進に積極的である。他の最近の活動には「**An Agenda for Action Moving Regional Ocean Governance from Theory to Practice⁹**」と題するレポートの公表刊行や、下院法案 H.R.21 の立法化を支持する議会あての書簡があり、これは海洋信託資金の創設と国連海洋法条約の批准を支持、賛成したものであった。

1.2.3 Joint Ocean Commission Initiative による評価

JOCI は、また、2005 年以降海洋政策の実施状況を評価し公表している（Ocean Policy Report Card）。各年に実施された、あるいは実施されなかった USCOP と Pew Oceans Commission の勧告を具体化する措置について成績をつけており、2007 年版は 2008 年 2 月公表された。2007 年版では、平均点が C と評価されており、2006 年の C- から若

⁸http://www.jointoceancommission.org/resource-center/1-Reports/2006-06-13_Sea_to_Shining_Sea_Report_to_Senate.pdf

⁹http://www.jointoceancommission.org/resource-center/1-Reports/2007-08-01_Agenda_for_Action_Regional_Ocean_Governance.pdf

干渉したとの評価を与えている¹⁰。また、2007年版では、研究、マネジメント及びインフラストラクチャーの分野において、予算資金増加の必要性、州及び連邦政府機関を支援する海洋信託基金の設置の必要にハイライトを当てていた。なお、2007年版から、海洋及び気候変動にリンクする活動を新たに分類している。各分野の評価は、図表2のとおりである。

図表 2 海洋政策の評価

事 項	評 価		
	2007 年	2006 年	2005 年
国家的海洋ガバナンスの改革	D	C-	D+
地域及び州の海洋ガバナンスの改革	A-	A-	B-
国際的リーダーシップ	C+	D-	F
研究、科学及び教育	C-	D+	D
漁業管理改革	C+	B+	C+
海洋政策とプログラムへの新規資金拠出	D+	F	F
海洋変化と気候変動の間のリンク	C		
総 合	C	C-	D+

注) JOCI Ocean Policy Record Card より作成

2006年以來、上院歳出委員会は毎年 JOCI の評価をレビューしている。2008年には前2年間と同様、歳出委員会はその分析に同意し、コミッションの勧告を取り入れて NOAA 予算を編成した。同委員会の予算案は、NOAA に対し 44 億 4,000 万ドルの歳出を認めるものであった。この額は 2008 会計年度に承認された 38 億 9,000 万ドルから 5 億 4,900 万ドルの増大であり、2009 会計年度の予算請求額の 41 億 1,000 万ドルは 2008 会計年度から 3 億 4,200 万ドル上回るものであった。

1.3 最近の議会における立法活動

第 110 議会（2007～2008 年）の初期に、議会に下院法案 H.R.21 「21 世紀のための海洋とその保全、教育及び国家戦略（The Ocean, Conservation, Education, and National Strategy for the 21st Century）¹¹」が提出された。H.R.21 法案は、最初は第 108 議会に提出された。その目的は、USCOP と Pew Oceans Commission の双方の勧告の多くを具体実施化しようとするものであり、米国の海洋、沿岸、五大湖の管理のための包括的国家海洋政策の確立にある。法案は以下の事項を内容としている。

- ・海洋エコシステムの保全のための国家的海洋政策の確立
- ・NOAA の組織再編

¹⁰ http://www.jointoceancommission.org/resource-center/2-Report-Cards/2008-02-27_2007_Ocean_Policy_Report_Card.pdf (2007 年版)。2005 年版、2006 年版も JOCI の公式 Website (<http://www.jointoceancommission.org/>) にて公開されている。

¹¹ <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c111:H.R.21:>

- ・海洋政策に関する国家海洋アドバイザーと連邦アドバイザー組織の確立
- ・地域ガバナンスの組織化の促進による「地域的調整」の強化

法案に対して、支持者は、汚染・生態環境及び有害生物の侵入及び過剰漁獲など海洋エコシステムへのストレスの故に、海洋保全の向上の必要を指摘しており、米国経済とその安寧に対する海洋の重要性を反映するより大きい投資が必要である、と考えている。一方、アラスカの漁業業界グループ等は、提起された法案は他と同じ義務や努力規定があることから、より大きな官僚組織に導くことになり、他の法的義務要求と衝突し、結果は混乱と訴訟になる、との疑問を呈した。

第 110 議会では、議会が、海洋政策について包括的なアプローチを続けるのか、または特定の主題や課題に集中するのかについて、その疑問はオープンなまま残された。さらに、ブッシュ政権の行動のまたは無行動については、議会による監査・監督を続けて行っていた。

なお、第 110 議会には、海洋と五大湖に関する約 100 件以上の法案が提出された。これらについては、後述することとする。

(参考) The Pew Oceans Commission について

Pew Oceans Commission は USCOP とは全く別に独立した非政府の海洋政策の諮問グループであり、USCOP よりも早く（2000 年 4 月）に設立された。民間・私的な諮問グループの性格にも係わらず、そのコミッション・メンバーには沿岸州知事（アラスカ及びニューヨーク）、他の海洋関連の地方の公的代表、著名な海洋学者、海洋生物・資源の科学者、海洋行政関係者、海洋環境科学者など計 18 名が集り、その活動は Pew Charitable Trust から約 550 万ドルの寄附によって賄われた¹²。

Pew Charitable Trust は、民間・私的な慈善団体としては、他の財団に比べ、科学問題につき大学や関係アカデミック・グループに積極的な財政的支援をしていることでも定評があり、とくに環境・自然保護のテーマ、科学と社会・国民のクオリティ・オブ・ライフなどテーマの研究調査と公共政策の提言・勧告の積極的活動は良く知られている。

2000 年の海洋法の成立の直前から「海洋は現在と次世代のフロンティア」との公共認識と海洋に対する一般的関心の高揚の必要が高まり、米国民の間に対話（Dialog）を促進することが必要であると Pew Charitable Trust は認め、「海洋コミッション」の設立に導かれていった。

なお、USCOP と Pew Oceans Commission は相互に独立したものであり、USPOC は公式には Pew Oceans Commission の調査報告の成果を取り入れてはいない。しかし、USCOP の報告書取りまとめ最終段階における Preliminary Report への公共コメントと同レベルまたはそれ以上に参照・参考にしたものと思われる。

¹² Pew Charitable Trust の Website に、同 Commission の活動が紹介されている (http://www.pewtrusts.org/our_work_detail.aspx?id=130)。

2. 米国における海洋政策に係る政策決定機構

2000年海洋法は、海洋、沿岸、五大湖が米国にとって重要であることを議会が認識した結果であるといえる。1.でふれたとおり、同法に基づき設置されたUSCOPの勧告を受け、ブッシュ政権が議会に対し報告したCAPと同日付で出された大統領令により、海洋政策委員会が設置された。この大統領令において、ブッシュ大統領は次の2項が米国の海洋政策であるべきと宣言した。

- ・海洋に関する事項について行政府の省庁・機関の活動を統合化された効果的な態様で調整し、米国の現在及び将来の世代の環境上、経済上及び安全保障上の利益を高揚すること
- ・海洋に関する事項について行政府の省庁・機関の活動を統合化された効果的な態様で調整し、米国の現在及び将来の世代の環境上、経済上及び安全保障上の利益を高揚すること海洋に関する事項につき連邦、州、部族（アメリカン・インディアン）、地方の政府、民間セクター、外国政府及び国際機関の協力・提携を推進するために適切に調整と協議を促進すること

以下に、関係する政権内の機関、行政組織等について概観する。

2.1 海洋政策委員会（Committee on Ocean Policy）

海洋政策委員会¹³は、上述のとおり、2004年12月17日の大統領令により設置され、大統領及び適切な連邦機関の長に対し、海洋関連事項についてアドバイスをを行う。議長は、大統領府内のCEQの議長が兼務し、以下の閣僚及び閣僚級のメンバーから構成される。

（閣僚）

国務長官、国防長官、内務長官、農務長官、保健厚生長官、労働長官、運輸長官、エネルギー長官、国土安全保障長官、司法長官

（閣僚級）

EPA長官、行政管理予算局長（The Office of Management and Budget（OMB））、NASA長官、国家情報長官（The Office of National Intelligence）、科学技術計画局長（The Office of Science and Technology Policy（OSTP））、国立科学財団長官（The National Science Foundation（NSF））、統合参謀本部議長、大統領補佐官（国家安全保障（National Security Affairs）担当、国土安全保障（Homeland Security）担当、国内政策担当、経済政策担当）、副大統領のチーフ・オブ・スタッフ

海洋政策委員会は、その作業を補佐するため、傘下に次の小委員会、パネルを独自にあるいは他の機関と共同で設置している。

¹³ 公式 Website : <http://ocean.ceq.gov/about/welcome.html>

- **Interagency Committee on Ocean Science and Resource Management Integration (ICOSRMI)**

ICOSRMI は海洋政策委員会の直下に設置され、科学担当の OSTP 副ディレクターと CEQ (環境審議会) の副ディレクターまたはチーフ・スタッフ (Chief of Staff) が共同議長を務めている。構成員は、海洋政策委員会の構成省庁の担当次官または次官補及び大統領副補佐官である。関係省庁等の活動の調整、政府機関、NGO、民間、大学等のパートナーシップの調整、支援、普及啓蒙活動、国の海洋政策策定と実行につきアドバイスを行う等を任務としており、その活動やアドバイスは、直接海洋政策委員会の議長に行うこととされている。

- **National Science and Technology Council Joint Subcommittee on Ocean Science and Technology (JSOST)**

JSOST は、ICOSRMI の下に設置され、OSTP、NSF、NOAA からのメンバーが共同議長を務めており、海洋政策委員会の構成省庁の次官補級のメンバーで構成されている。海洋に関する調査研究や技術開発に関する優先課題について関係機関間の計画や具体化の戦略を策定する作業を主要な任務としており、1.2.1 で触れたとおり海洋研究優先計画について「Charting the Course for Ocean Science in the United States for the next decade」と題する報告書をまとめ、ICOSRMI に提出している。

また、海洋教育、インフラ、海洋観測、有害藻類増殖、低酸素症及び事態の保険、マッピング、パートナーシップの六つの関係省庁間作業グループが設置されており、これらの調整も行っている。

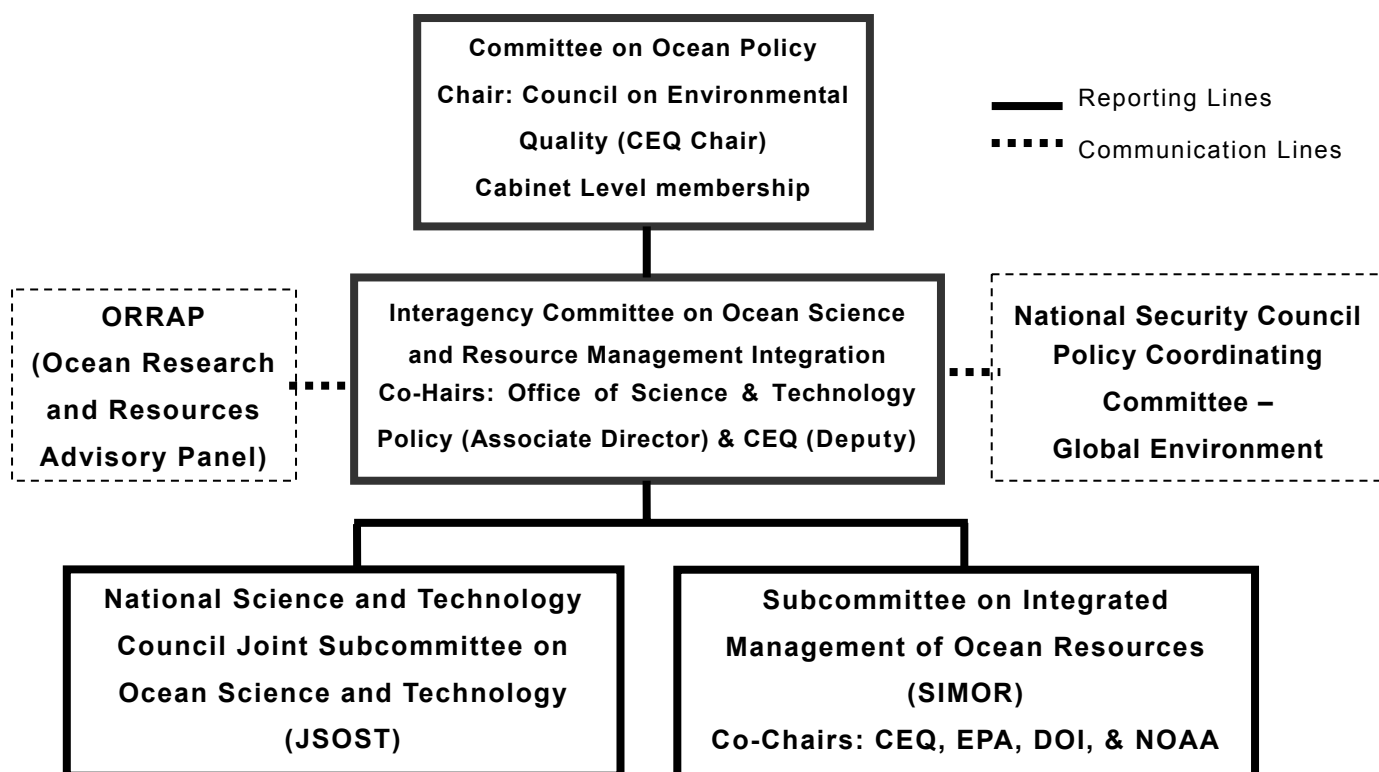
- **Subcommittee on Integrated Management of Ocean Resources (SIMOR)**

SIMOR は、ICOSRMI の下に設置され、CEQ、OSTP、NSF、NOAA からのメンバーが共同議長を務めており、海洋政策委員会の構成省庁の次官補級のメンバーで構成されている。海洋資源の管理、教育等を主要な任務としており、その活動やアドバイスは、ICOSRMI に行うこととされている。また、海洋教育、インフラ、海洋観測、有害藻類増殖、低酸素症及び事態の保険、マッピング、パートナーシップの六つの関係省庁間作業グループが設置されており、これらの調整も行っている。

また、海洋政策委員会は、ICOSRMI を通じて、国家安全保障会議 (NSC) 傘下の政策調整委員会 (Policy Coordinating Committee) 及び海洋研究・資源に係る諮問パネル (Ocean Research and Resources Advisory Panel) との調整も行っている。

海洋政策委員会を初めとする委員会－小委員会の機構図を図表 3 に示す。

図表 3 海洋政策関係機構



注) CEQ の Website を参考に作成

2.2 海洋関連立法政策の決定に関わる上下両院の委員会

海洋政策は広範な分野に関係しており、議会においても様々な委員会がその所掌に応じて立法活動を行っている。図表 4 に第 110 議会における関係委員会の一覧を掲げる。

図表 4 海洋政策関係委員会

下院 (House of Representatives)

委員会	小委員会	主な関係省庁・機関
歳出 (Appropriations Committee)	商務、司法、科学及び関連機関	NOAA、NSF、NASA
	国防	ONR、DARPA
	エネルギー・水資源	DOE
	内務省・環境及び関連機関	USGS、MMS、EPA
国防 (Armed Services Committee)	テロリズム、非通常型脅威と対抗能力	ONR
	戦略的兵力	DARPA
予算 (Budget Committee)		全ての連邦省庁・機関
エネルギー・商務 (Energy and Commerce Committee)	エネルギー・大気保全	DOE
	環境及び危険物質	EPA、NOAA
	監査・調査	EPA、DOE、NOAA
天然資源 (Natural Resources Committee)	エネルギーと鉱物資源	USGS、MMS
	漁業、野生生物及び海洋	NOAA
科学技術 (Science and Technology Committee)	エネルギーと環境	DOE、EPA、NOAA
	研究と科学教育	NSF
	宇宙・航空	NASA
諜報 (Intelligence Committee)		DOD、DHS
運輸及びインフラ (Transportation and Infrastructure Committee)	水資源と環境	EPA
	沿岸警備隊と海上運輸	USCG、MARAD

上院 (U.S. Senate)

委員会	小委員会	主な関係省庁・機関
歳出 (Appropriations Committee)	商務、司法、科学及び独立機関	NOAA、NSF、NASA
	国務、外国オペレーションズ及び関連プログラム	DOS
	国防	ONR、DARPA
	エネルギー・水資源	DOE
	内務、環境及び関連機関	USGS、MMS、EPA、CEQ
国防 (Armed Services Committee)	台頭する脅威と対抗能力	ONR、DARPA
予算 (Budget Committee)		全ての連邦省庁・機関
商務、科学及び運輸 (Commerce、Science and Transportation Committee)	海洋、気象、漁業及び沿岸警備隊	NOAA、USCG
	科学、技術及びイノベーション	
	宇宙航空及び関連科学	NASA
	陸上運輸、商業海運インフラ、安全及びセキュリティ	USCG
エネルギー及び天然資源 (Energy and Natural Resources Committee)	エネルギー	DOE
環境及び公共事業 (Environment and Public Works Committee)	地球温暖化と野生生物保護に対する民間セクター及び消費者の解決策	
	地球温暖化、監査及び児童の保健への公共セクターによる解決	
	スーパーファンド及び環境・保健・医療	
外交 (Foreign Relations Committee)		DOS
特別諜報 (Select Intelligence Committee)		DOD

- 注) ONR: Office of Naval Research (海軍省傘下)
 DARPA: Defense Advanced Research Projects Agency
 USGS: U.S. Geological Survey
 MMS: Minerals Management Service

3. 海洋政策及び海洋関係プログラムに係る主要行政機関

海洋政策や関係プログラムには、多数の連邦省庁・機関が関係している。ここでは、そのうち特に関係が深い以下の 7 省庁・機関について述べる。

3.1 National Oceanic and Atmospheric Administration

NOAA¹⁴は、2009 会計年度では約 45 億ドルの予算を有する連邦行政府内の最大かつ最も主要な海洋行政機関である。

海洋関連の実行プログラムは、先ず地球観測のための衛星システムを運営していることがあげられる。それは、Geostationary Operational Environmental Satellite (GOES) プログラムであり、気象衛星を利用して気候データの収集・分析を行っている。このプログラムは、地球の理解には必須である。現在開発が進められている次世代気象衛星 GOES-R は、2008 会計年度予算においても予算が削減された。National Ocean Service (NOS) の Operations, Research and Facilities (ORF) プログラムの中核として従来レベルの予算の復活が必要であると考えられる。

また、NOS では、海洋、沿岸や五大湖に対する理解と管理を向上させることにより健康の増進や健康に対するリスクの低減を目的とする「Ocean and Human Health Initiative」や大学と連携した研究プログラムとして「National Center for Coastal and Ocean Science」がある。IOOS においては、地域的観測のために外部研究機関に対し競争的な助成金を与え、また、NOAA 自身の IOOS の調整・管理活動を行っている。IOOS は米国の沿岸沿海資源管理に必要な情報、製品、サービスのアクセスを連邦・州・地方の政策決定者に与えている。

Ocean and Atmospheric Research (OAR) は海洋研究プロジェクトをサポートし、全米海底研究プログラム (National Undersea Research Program) 及び全米の大学の海洋研究プログラム (National Sea Grant Program) のスポンサーとしてのサポート活動を行っている。

National Marine Fisheries Service (NMFS) は海洋生物資源の管理と保全を担当・管轄している。特に保護生物種研究と管理へのサポート、及び最近になって再承認されたマグナソン・スティーブンス魚類保全・管理法 (Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act) の実際の活動を担っている。NMFS には研究プログラムがあり、Bycatch Reduction Engineering プログラム、プレスコット研究助成 (Prescott Grant) プログラム、NMFS 共同研究などが含まれる。特に海洋エコシステム組織の比較分析 (Comparative Analysis of Marine Ecosystem Organization) は NOAA と NSF が係わり、海洋研究優先計画の短期での優先事項である。

サンゴ礁は貴重な生物学的及び経済的資源であり、NOAA に Coral Reef Conservation Program (CRCP) があり、Coral Reef Conservation Act (法) によって設置された U.S. Coral Reef Institutes が米国内に 3 ヶ所に現存する。

¹⁴ 公式 Website : <http://www.noaa.gov/>

また、NOAAには海洋教育部（Office of Ocean Education）があり、海洋・沿岸保全及び将来の海洋科学者の養成・訓練プログラムが実行されている。

3.2 National Science Foundation

NSF¹⁵は海洋研究と教育プログラムについて最大の連邦リソースの源となっている。とくに地球科学部門（Directorate for Geosciences（GEO））とその下に海洋科学部（Division of Ocean Sciences（GEO/OCE））があり、変動する地球における海洋の役割を理解するための重要研究への資金サポートを行っている。NSFは海洋研究優先計画で明記されている目標の具体実施のため、他の連邦機関との間の調整役を果している。

海洋科学は海へのアクセスを必要とし、チャレンジの多い環境で海洋科学を実践するために必要なインフラストラクチャーのための資金支援をNSFは行っている。NSFは、科学調査船の重要なサポーターであり、これは複雑な海洋システムの理解に必要なデータの取得によって、海洋への知識を増加進歩させるための基本措置である。科学海洋調査船のサポートには、老朽化した調査船の代替建造への支援が含まれる。例えば、アラスカ地域調査船（The Alaska Regional Research Vessel）は、気候変動や海洋循環、北極エコシステムを明らかにするための研究に利用され、をサポートするのである。

NSFはまた、Integrated Ocean Drilling Program及び海洋科学削掘船（Scientific Ocean Drilling Vessel）をサポートしており、過去1億年にわたる気候変動を含む地球の変化と構造の理解を助けるため海底から地層を取得している。

さらにNSFは、海洋研究関連の大規模施設の建設も支援している（Major Research Equipment and Facilities Construction（MREFC））。海洋観測所イニシアティブ（The Ocean Observatories Initiative）は観測機器の新規開発、最先端技術の利用により、従来よりも極めて短時間で観測データを研究者等にもたらすものであり、NSFの支援により実施される。

3.3 National Aeronautics and Space Administration

NASA¹⁶は地球科学と海洋学的リモート・センシング（Oceanographic Remote Sensing）において、自ら研究を行うほか、他の機関と共同で衛星開発を行い衛星の運用、観測データの提供等により、グローバルなスケールでの気象予報と気候予測、及び地球エコシステムのより良い理解のための能力を高めて来た。

現在、NASAは多くのチャレンジに直面しており、課題の優先順位の決定が必要となっている。デカダル調査（The Decadal Survey）ではNASAの地球科学への研究拠出が減少して来ていることが示されている。NASAの地球科学関連の連邦予算が2000年レベルに回復し、地球環境の観測、調査、予測がミッション戦略に適合することが要望される。

¹⁵ 公式 Website : <http://www.nsf.gov/>

¹⁶ 公式 Website : <http://www.nasa.gov/home/index.html>

3.4 U.S. Geologic Survey

内務省（DOI）は広大な海洋・沿岸の管理・保全の責任を有している。沿岸総延長 3 万 5,000 マイル以上、大陸棚外側の海底（Seabed）18 億エーカーを管理し、排他的経済水域（Exclusive Economic Zones）の監督を他の連邦機関と分担している。その機関の一つである USGS¹⁷は、資源探査や地震観測を通じて、地球科学の分野で多大な貢献をしてきている。USGS の Coastal and Marine Geology Program のフィールド・センターは、海洋や沿岸において地質学的調査、環境・生物の生息状況、エネルギーや鉱物資源に関連するデータ収集と状況モニターを行っている。

2009 会計年度予算案には Ocean and Coastal Frontier Initiative（OCFI）の開始が盛り込まれた。OCFI は、海洋ごみの浄化、サンゴ礁の保全、海洋科学の向上・改良及び米国の拡大された大陸棚の重要な領域のマッピングのためのパートナーシップの形成にあり、DOI による OAP の具体策となっている。OCFI は、国連海洋法条約の下で拡大された大陸棚の米国の領域を定義することにもなる。北極に境界を接する多くの国々が 200 マイルの限定を越えて海底の利益を主張しており、この領域における鉱物・エネルギー資源の権利確保を意図している。OCFI における拡大された大陸棚の領域の決定のためにはマッピングの努力と NOAA との密接な提携が進められることが期待されている。

また、USGS は National Biological Information Infrastructure（NBII）¹⁸にも係わっている。NBII は、生物学的資源に関するデータと情報への更なるアクセスを提供する共同計画であり、USGS は生物多様性に係るデータベースである Ocean Biogeographic Information System¹⁹をサポートしている。

更に、USGS は、National Water Quality Monitoring Network 実施に向け、既存の地域的沿岸観測システムを向上させている。

3.5 U.S. Navy（Office of Naval Research、Naval Research Laboratory）

海軍の主要戦闘スペースである海洋につき海面とその上部・下部についての明確な理解は必須であり、50 年以上にわたり米国の学会は、海軍に対しアドバイスとイノベーションに富んだ研究成果の提供に重要な役割を果たしており、また、海軍はその基礎研究（カテゴリー 6.1）のサポートを提供している。海軍は The University National Oceanographic Laboratory System（UNOLS）²⁰への主要なサポーターであり、逆に UNOLS は海軍に対し海中戦闘と本土防衛活動をサポートしている。

UNOLS は専用の調査船を保有しているが老朽化しており、新船の建造が必要となっている。海軍は Ocean Class の調査船二隻の調達にコミットしている。さらに海軍が所有している UNOLS 用の船舶の一層の使用とテクニカル・サポートが要望されている。この船舶は海軍の種々のプロジェクトで試験・評価・システム開発及び環境データの取得などのためのものであり、海上での利用が必要である。

¹⁷ 公式 Website : <http://www.usgs.gov/>

¹⁸ 公式 Website : <http://www.nbio.gov/portal/server.pt>

¹⁹ 公式 Website : <http://www.iobis.org/>

²⁰ 公式 Website : <http://www.unols.org/>

海軍自らの海洋関連の研究は、Office of Naval Research (ONR) ²¹とその下の Naval Research Laboratory (NRL) ²²を通じて実施されている。NRL は海軍関連だけでなく、全般的科学の基礎科学研究所としても米国及び世界の研究者からも非常に高く評価されている。

3.6 National Institutes of Health (The National Institute of Environmental Health Sciences)

海洋は人間の生存に必須の資源を提供すると共に、公衆衛生との危険も呈する。公衆衛生への脅威は海洋からも派生し、気候（伝染病ベクター）、気象天候（洪水）、沿岸の危険（ハリケーンや津波）及び海洋の毒性物及び病原菌や有害な藻類増殖等が原因となる。

海洋はまた、海洋生物から派生した薬品とバイオ・アクティブなエージェント及び海洋微生物 (organisms) でバイオメディカル研究のためのモデルを供する。

NSF の協力のもと The National Institute of Environmental Health Sciences (NIEHS) ²³は Oceans and Human Health (OHH) の実施によってこの分野でのリーダーシップを取って来ており、学際的研究をサポートしている。全米国民人口の半分以上が沿岸地帯に住んでおり、よって海洋環境に触れている。しかし「海洋と人体健康」についての研究は資金サポートも非常に少ない。OHH 科学センターの継続と NIEHS の研究ポートフォリオのこの分野での拡大は、公衆衛生・保健のリスクを低め、バイオメディカルの能力を高めるのに必要である。

3.7 U.S. Coast Guard

USCG²⁴のミッションの一つは自然資源保護である。今日の主要な危険は、過剰な漁獲と違法な密漁である。米国の排他経済水域内での水産資源保護のため、USCG は活動している。また、他の連邦機関及び外国機関との密接な協力により、太平洋におけるドリフト・ネットの違法使用に USCG は対処している。USCG の巡視船は水産資源の豊かなアラスカにおける外国船の密漁を防ぐため、ベーリング海を常時パトロールしている。

USCG はまた、脅威を受け、絶滅する魚種を保護する米国の努力に重要な役割を果たしている。例えば、メキシコ湾における魚網からのウミガメの保護や、大西洋沿岸では漁網からの北方セミグジラの保護である。また、ハワイでは USCG のブイがサンゴ礁保護のため海洋ゴミを除去している。このように、USCG は米国による海洋保護生物種の健全な数の回復と維持に重要な役割を果たしている。

また、USCG は海洋汚染に対する闘いのパイオニアの役を果たして来ている。USCG のチームは 1 日 24 時間体制で海洋環境における事故と油漏れに対応している。USCG はまた、あらゆるタイプの船舶からの廃棄物の排出を削減する連邦規制を執行している。

「海洋パートナー」と名付けられた公共教育プログラムを通じ、USCG は清浄な海洋環境の重要さの認識を向上させている。

²¹ 公式 Website : <http://www.onr.navy.mil/>

²² 公式 Website : <http://www.nrl.navy.mil/>

²³ 公式 Website : <http://www.niehs.nih.gov/>

²⁴ 公式 Website : <http://www.uscg.mil/>

4. 海洋政策の形成に影響を及ぼす非政府グループ・団体

海洋政策の形成と立法化などに影響を及ぼすと考えられる海洋関係の利益及び政策提唱のグループ・団体が議会及び行政機関の外に存在し、その活動も積極的である。

その一つは、1.2.2 で触れた JOCI である。

また、Consortium for Ocean Leadership (COL) は、特に広範な海洋科学研究と教育実践において活発に活動している。

更に、NOAA の海洋計画から利益を直接、間接に受ける大学、研究所、ビジネス・グループ等が、NOAA の支持者、受益者及びパートナーシップのグループとして Friends of NOAA を構成し、海洋・気象分野における NOAA の活動と貢献についての公共広報的活動を支援している。このような活動を通じ議会による毎年の NOAA 予算承認について好ましい結果をもたらそうとしている。

この他、海洋研究だけでなく米国の科学・技術全般のための連邦予算のソースとなる二つの連邦機関、即ち NSF と国防省（特に海軍）の好ましい予算拠出を求める活動を支持するために二つの支援グループがある。一つは Coalition for National Science Funding であり、もう一つは Coalition for National Security Research である。

ここでは、JOCI、COL 及び Friends of NOAA について、概観する。

4.1 Joint Ocean Commission Initiative

1.2.2 で述べたとおり、JOCI は USCOP と Pew Oceans Commission が合同したものである。JOCI は、二つの前コミッションの議長、USCOP の議長であった Admiral James D. Watkins (退役海軍大将) と Pew Oceans Commission の議長であった Mr. Leon Panetta (元カリフォルニア出身下院議員、元クリントン政権の首席補佐官、オバマ大統領新政権下で CIA 長官に指名され、議会によって承認された) が JOCI 初代共同議長を務め、合同以降の活動を主導して来た。

なお、JOCI のリーダーシップの評価は高く共同議長と委員の中にはオバマ政権入りをしたり、大統領国民市民賞を授与されたりしている。

4.1.1 JOCI の目標と理念

両共同議長が、JOCI の目標と理念について、エコシステムをベースとする海洋管理と経済成長を支えながら Ecosystem の持続性とその長期的健全さのバランス取りを強調している。こうするためには海洋統治 (Ocean Governance) を改革し、海洋管理決定における科学の役割を高め、教育へのコミットメントを増大し、海洋・沿岸政策実施プログラムへの適正な予算提供のための行動を取ることが国家リーダーに要求されている、としている。さらに JOCI として連邦・州・地方政府を始め、非政府機関・大学・私的セクターの利益のために建設的支援を提供するコミットメントを表明しており、このため米国を一層良く調整された国家海洋政策に向かわせ、ガバナンスの枠組を向上し、政策遂行の管理手段を改善させる必要を論じている。

4.1.2 JOCI の海洋政策の基本枠組（政策優先分野）

以下の 7 項目を海洋政策の基本目標としている。

- ・ 国家海洋統治（Governance）の改革
- ・ 地域及び州の海洋統治（Governance）
- ・ 国際的リーダーシップ（Leadership）
- ・ 海洋研究・科学及び教育
- ・ 漁業管理の改革
- ・ 海洋政策プログラム計画への新しい連邦予算資金
- ・ 海洋と気候変動の相互関連

4.1.3 JOCI の委員と科学アドバイザー及びスタッフ

委員は計 20 名で USCOP と Pew Oceans Commission の委員各 10 名ずつになって居る。委員は大学の海洋学・気象学・宇宙（地球）科学の教授が最も多く、次いで州・地方政府の関係者（州知事、市長等）、海運業界関係者、科学研究財団、元 USCG の責任者、NOAA の科学者や漁業界代表、水族館・海洋パークの関係者などである。

約 30 名にのぼる科学アドバイザーが指名されている。その多くは大学の海洋学・海洋生物学、水族館の科学者、海洋自然管理専門のコンサルタント、大学ロースクールの海洋法の教授などから構成されている。

スタッフはワシントン所在の科学政策専門のシンクタンク・研究グループの Meridian Institute のスタッフが兼任しているが、中には独立した海洋問題の専門コンサルタントで JOCI のスタッフを兼任しているものもある。

4.1.4 JOCI の調査・分析の報告活動及び公共啓蒙活動²⁵

JOCI は海洋政策に関連する調査・分析の報告活動を活発に行っており、2005 年以降毎年の年次的調査レポートの準備刊行している。その最たるものは 1.2.3 で述べた「Ocean Policy Report Card」である。

更に 2006 年以降毎年政策優先分野の一つに焦点を当てて政策分析報告書を公表している。

- ・ One Coast, One Future (2009 年 1 月)
西海岸 3 州（カリフォルニア、オレゴン、ワシントン）の州・地方自治体の代表からの要請に応じた報告書
- ・ From Sea to Shining Sea (2006 年 3 月)
1.2.2 でふれた、議会上院の超党派メンバーからの要請に答えた調査報告書である。議会によるトップ 10 位の事項について予算提出の優先と必要な立法変更と予算プロセスの実施策を説明している。
- ・ An agenda for Action (2007 年 8 月)
地方地域海洋ガバナンスの進歩のため協力・協同的な地方地域の活動能力を強化・拡大する具体的な行動措置を勧告している。

²⁵ <http://www.jointoceancommission.org/rc-reports.html> に各報告書へのリンクがある。

- ・ Addressing Oceans and Climate Change in Federal Legislation (2007年7月)
JOCI によるホワイト・ペーパーで、気候変動に関する立法において更に多くの海洋関係条項を奨励するために海洋と気候変動の重要なリンクを説明している。

その他の公共啓蒙・教育のための活動として JOCI は議会における関係立法の審議において、公聴会で証言を行ったり、議会委員会に対し法案について推薦・勧告書簡を送っている。

4.2 Consortium for Ocean Leadership

COL²⁶はワシントン DC に本拠をおく非営利組織であり、深海掘削による調査研究を行ってきたコンソーシアムである Joint Oceanographic Institutions (JOI) と海洋科学と教育及びその政策を前進させることに目標とする Consortium for Oceanographic Research and Education (CORE) が 2007 年に合併して発足した。現在、計 94 の主要な公的及び私的な海洋研究、海洋教育機関及び水族館ならびに海洋関連産業ビジネス団体が加入している。COL の目標は海洋研究と教育の進歩と健全な海洋政策の推進を図ることにある。

4.2.1 COL の活動

COL は、科学的海洋掘削 (Ocean Drilling)、海洋観測 (Ocean Observing)、海洋探査 (Ocean Exploration) 及び海洋関連パートナーシップの分野における研究と教育のプログラムを運営管理している。首都ワシントンにおいて海洋研究/教育界の声を代表する提唱・主張者の役割を果たすと共に、種々の地域全体にわたるプログラムを運営しており、主なプログラムを次に掲げる。

- ・ Integrated Ocean Drilling Program (IODP) ²⁷

従来 Ocean Drilling Program (DOP) を後継する統合国際深海掘削計画の米国における活動を主導している。IODP は 2003 年 10 月に開始され千数百億円を投じて地球深部探査船ちきゅう等を使用して地震発生の仕組みの解明や地殻内の生命の探究などに挑戦している。また、IODP 関連プログラムとして、U.S. Implementing Organization (USIO) があり、COL とテキサス A&M 大学、コロンビア大学 Lamont-Doherty 地球観測所が米国の活動をリードしている。

- ・ National Oceanographic Partnership Program (NOPP)

NOPP は、大学・政府機関・産業界及び非政府機関との研究パートナーシップに連邦予算資金を拠出する計 15 の連邦機関のイノベーションに富んだ協力提携である。1996 年議会によって立法上設置され、海洋関連データ、リソース、教育及びコミュニケーション領域における海洋科学上の努力活動を調整し強化することにある。

²⁶ 公式 Website : <http://www.oceanleadership.org/>

²⁷ 極く最近その事務局長に日本人として初めて海洋研究開発機構理事の末広潔氏が選任された。日米両国が主導し、ヨーロッパと中国・韓国などの計 21 ヶ国が参加する国際研究プロジェクトであり、事務局を COL が運営管理している。末広事務局長は 2009 年 5 月に就任予定であり、任期は 3 年間である。

- **Census of Marine Life (CoML)**

CoMLは海洋生物の調査に特化した最初の国際プログラムである。CoMLは、海洋の生命、多様性、分布及び豊富さの評価・説明のために10年間のイニシアティブに携わっている80カ国以上の国々の研究者の拡大するグローバル・ネットワークである。CoMLは、フィールド調査、歴史的データ及び動向・予測モデルを用いて海洋生物の多様性を理解し予測するのである。COLは国際事務局の本部場所を提供すると共に、米国プログラムの調整を行っている。

- **U.S. Science Support Program**

IODPへの米国人科学者の参加をサポートする。

- **Ocean Observatories Initiative (OOI)**

科学によって促進される海洋観測システムについて新たなネットワークのための科学、技術及び普及に焦点をおいている。

- **Ocean Drilling Program (ODP)**

ODPは科学的海洋掘削によって地球の順次的変化と構造を探究するために組織化された科学者と研究機関の20年間にわたる国際パートナーシップであった。ODPは終了したが、COLはODPの成果をそのパートナーであるテキサスA&M大学とコロンビア大学Lamont-Doherty地球観測所と共同で管理公表している。

- **National Ocean Science Bowl (NOSB)**

NOSBは海洋科学への興味・関心を奨励するようにハイスクール学生のアカデミックな調査研究発表である。1998年に設置され、最近では毎年全米25地域の地区予選に約300校から約2,000人の学生が参加している。これまでにNOSBに参加した学生と教師は、延べ16,000人に達しており、多くの学生が次世代の海洋科学者、海洋政策担当者、教師、海洋探究者等になることを促している。

- **Centers for Ocean Sciences Education Excellence (COSEE)**

海洋科学研究のアカデミック・センターを学校、学校区及び水族館・博物館などのインフォーマルな学習センターにリンクさせる協同パートナーシップの全米ネットワークである。このネットワークの使命目標は海洋での発見及び国民生活における海洋の重要な役割を知らせるために科学者と教育者との協同・協力を触発させ育成するためである。

- **Deep Earth Academy**

科学的海洋掘削の研究と関連するプログラムの探査と発見に基づくプログラムと教材を開発し、学生の数学、科学及び生涯学習の分析的スキルを強化する。

- **Ship Conversion**

全米科学財団(NSF)の科学・エンジニアリングのフロンティアでの発見を可能にする研究・教育のための先端のツールへの投資プログラムは、NSFの主要研究機器・施設建造(MREFC)の予算計画に入る。科学的海洋掘削用船舶(SODV)はNSFのMREFC分類の予算から資金を受けている。最先端の海洋関係界のRiser-less(上昇部分のない)掘削(Drilling)の研究プラットフォームとしてはもとより、国際プログラムである統合海洋掘削プログラム(IODP)の科学ミッションをサポートする米国の貢献である。IODPは海洋の地球科学の基礎研究であり、

NSF と多くの国際パートナーによってサポートされている。

このプログラムのもと、IODP 調査船 JOIDES Resolution 号がシンガポール造船所で同船の近代化と機能向上のための改造を終了した。シンガポールを出港し、シナ海で海上テストを行い、ハワイのホノルルへ向かった。同船舶は Sub-Seafloor の探査とモニターのための調査船である。

これらの他、COL は活発な教育プログラム及び学生、教師、地方自治体の公職者及び一般の人々が海洋研究の関連性と評価はもとより、研究の発見と成果を良く理解することに役立つコミュニティ関与のプログラムを有している。

4.2.2 COL のメンバー

COL は計 94 の公的・私的な海洋研究、教育機関、水族館及び海洋産業ビジネスの団体の代表から構成されている。海洋科学、海洋生物学、海洋環境・気象学などの専門分野の学部・学科を有する全米の大学、独立または大学・研究所の関連傘下の海洋研究所、海洋観測所などが公式（意思決定の投票権を持つ）メンバーである。準メンバー（投票権なし）には水族館、全般的な科学技術研究所、海洋関連の共同研究機構や学術団体、海洋関連産業団体（Marine Technology Society 等）及び NOAA 所属の諸種の研究センター（NOAA Fisheries Science Centers 等）や計画部署、海洋関連のコミッション（U.S. Arctic Research Commission 等）などが含まれる。賛助会員のメンバーには、海洋技術・造船及び海洋科学をベースとするシステム企業・研究企業が多く含まれる（Harris Corp.、Maritime Communications 社、Lockheed Martin 社、SAIC 社等）。

COL の会長、副会長及び理事会メンバー（12 名）は、米国の主要大学の海洋科学、海洋生物学、海洋環境学の教授で学部・学科長及び海洋研究所の所長などの任にある専門家である。

4.3 Friends of NOAA

NOAA の海洋計画から直接・間接に利益を受ける大学海洋学部と研究センター、各種の海洋研究所と研究機関、地方・州の海洋・水産関係の機関やグループ、海洋産業ビジネス・グループなどが集合し、NOAA の支持者、受益者及びパートナーシップのグループとして、Friends of NOAA²⁸を形成している。海洋・気象の分野における NOAA の活動とその貢献について、その公式 Website で広報活動を行っている。これは、NOAA の広報活動を支援するものである。

Friends of NOAA はこのような活動と直接・間接のロビイングを通じて毎年の NOAA の予算について好ましい結果をもたらそうとしている。ちなみに、上述の JOCI と COL も Friends of NOAA のメンバーである。

²⁸ 公式 Website : <http://www.friendsofnoaa.org/Default.htm>

4.3.1 メンバー

Friends of NOAA のメンバーには、以下の者が含まれる。

- **Alaska Oceans Program**
Fish, Wildlife, Seabirds などを含めた北太平洋地帯の海洋エコロジーの多様性を保護・回復することを使命目標としている。
- **American Red Cross**
その災害対策オペレーションは衛星ネットワークなどを通じ気象データの回収と分析を行っている。
- **American Zoo and Aquarium Association**
自然保全、教育、科学、リクリエーションの分野での動物園と水族館の進歩に専念した活動を行っている。
- **Coastal States Organization**
35 の沿岸州の知事の利益・関心を代表し、健全な沿岸、五大湖に関する連邦立法、行政及び政策に注意を払っている。
- **Environmental Defense**
環境保護キャンペーンを活発に行っている。
- **Marine Technology Society**
海洋調査の船舶や調査・モニター用の機器、海洋観測システム技術などの製造メーカーや研究開発の企業や団体に構成されており、海洋技術の広範なグローバル問題への関連有効性の理解促進をはかっている。
- **National Association of Marine Laboratories**
120 余の海洋研究所を代表し、傘下に 1 万人を越える科学者、エンジニア、他のプロフェッショナルを含む。
- **National Federation of Regional Associations for Coastal and Ocean Observing**
沿岸・海洋観測の地域協会の全米連合会。地域協会は地域沿岸・海洋観測システムのデザインと調整されたオペレーションズの責任を担っている。
- **National Fisheries Institute**
全米漁業水産協会。国連の責任ある漁業の原則を支持して水産業界が海洋の持続的管理と環境保全にコミットし、そのための主要な団体である。
- **National Weather Service Employees Organization**
全米気象サービス局の気象予測官を含む NOAA の 4,000 人の職員組合である。
- **National Resources Defense Council**
全米で最も有効な環境保護アクションの組織である。法律と科学を用い、地球の野生生態の保護のための活動家メンバーをサポートする。
- **Sea Grant Association**
30 校の州立の Sea Grant の大学及びそれらの研究・教育及び普及プログラムに関与する研究者・教育者の全米組織
- **Shipbuilders Council of America**
米国の三大沿岸、五大湖に施設が所在する米国造船所を代表する最大かつ最も広範な業界団体

- **The Ocean Conservancy**

健全で多様性の高い海洋エコシステムを促進し、海洋生物の脅威となる実際慣行に反対する海洋環境保護団体

- **United Fisherman's Marketing Association**

漁業・水産業者の業界団体であり、安定価格と消費者への保護・安全な水産物の秩序ある流通を促進する。

4.3.2 NOAA の支持・支援の理由

Friends of NOAA は、NOAA がその目標使命を遂行するために、議会に対し適正なサポートと予算拠出を与えるように働きかけている。NOAA は連邦政府において主要で優秀な科学機関の一つであり、政策策定者に対し米国の経済、安全保障、環境及び生活の質を向上させるための重要なデータ、ワーク・プロダクト及びサービスを提供している。

米国の海洋、気象及び人間の保健、国家安全保障及び海洋上・気象上の物理的・生物学的プロセスに関連した経済インパクトに対し高まる認識と理解のために、NOAA がリーダー的連邦機関の役割を果たしていることに鑑み、NOAA に対する拡大された連邦投資が今こそ必要である、と Friends of NOAA は確信している。

5. 海洋政策関連立法活動

第 110 議会（2007～2008 年）で提案され、審議され、または成立した海洋、沿岸に関する法案、法律の状況と内容について整理した²⁹。なお、日本語法律・法案名は、仮訳である。

5.1 第 110 議会において成立した法律

5.1.1 America Creating Opportunities to Meaningfully Promote Excellence in Technology, Education, and Science Act (America COMPETES Act) (米国競争法- 米国公法 P.L. 69 号)

研究・開発によるイノベーションへの投資を要求しており、米国の競争力を向上させる目的である。今後 3 年間にわたり NOAA を含む計 6 の連邦機関における多数の R&D プログラムに総額 430 億ドルの予算支出を承認している。また、NOAA と NASA に対し、基礎及び応用の海洋・気象研究における米国のリーダーシップを確証するために「先端技術と分析的手法」を開発することを目指したプログラムを確立することを指示している。加えて、NOAA に対しては海洋、気象及び沿岸の海洋科学についての公共の理解を向上させるための教育と他の普及の活動努力を増大することを指示している。

²⁹ 海洋関連法案の検索と該当法案のフルテキストの入手は、米議会図書館トーマス立法情報システム <http://thomas.loc.gov/> を利用されたい。また、JOCI、COL の Website においても海洋政策関連法案の情報が掲示されているので、適宜参照されたい。

5.1.2 Water Resource Development Act (水資源開発法- 米国公法 P.L. 114 号)

航海、エコシステムと環境回復、ハリケーン、洪水、嵐による損害防止について 200 件以上のプロジェクトについての予算資金を承認している。更に、陸軍長官（陸軍工兵隊（Army Corps of Engineers））に対しルイジアナの沿岸エコシステムの回復・再生を遂行することを認めている。

5.1.3 Creating Long-Term Energy Alternatives for the Nation (CLEAN) Energy Act (国家エネルギーのための長期的代替エネルギー創成法-米国公法 P.L. 140 号)

再生エネルギー技術への投資によってエネルギー自立と安全保障の増大を奨励し、さらに自動車の燃費効率を増大させ、家屋・建物、家庭電化製品の新しいエネルギー（消費）基準を設定する。海洋及び水力発電に関する条項は、再生エネルギー技術の加速化された研究・開発プログラムの下に含まれている。海洋・気象担当の商務省次官（NOAA 長官）は、海洋及び水力発電の再生エネルギー生産を拡大する研究・開発・デモンストレーションならびに商業応用化を確立することを要求されている。

全米海洋再生エネルギーの研究・開発・デモンストレーションのセンターを確立するために大学教育のコンソーシアムまたは研究機関に助成金（Grants）が給付されるべきである、としている。加えて、石油・ガス産業にとって或る種の税削減を繰り下げており、かつ 2005 年エネルギー政策法に含まれていた深海の掘削許可ロイヤルティ条項を除去している。本法律による連邦収入は、再生・代替エネルギー源を促進し研究を実行する目的を有する別に関連した立法のコストをオフセットするための基金として納付されなければならない、とされている。

5.2 第 110 議会において審議された法案

第 110 議会に提案されたものの審議未了となった海洋関連法案は、以下のとおりである。

5.2.1 包括的海洋法案

(1) Ocean Conservation, Education, and National Strategy for the 21st Century Act (OCEAN 21) 下院法案 H.R.21 「21 世紀向け海洋保全、教育及び国家戦略法案」

(法案要旨)

- ・海洋政策について大統領への国家海洋アドバイザー及び連邦アドバイザー機関の確立
- ・地域コーディネーション及びエコシステム・プランニングのガイドラインの提供
- ・海洋及び五大湖保全信託基金の確立
- ・NOAA の公式承認（下院法案 H.R. 250 の条項全文を用いて）

(提案議員) Farr 議員（民主-カリフォルニア） 提出日：2007 年 1 月 4 日

(委員会-小委員会) 自然資源-漁業・海洋 エネルギー・環境小委員会 公聴会：2007 年 4 月 26 日

法案条項審議（マークアップ）終了：2008 年 4 月 23 日

小委員会通過と委員会へ付託：2008 年 4 月 28 日（修正付き）

5.2.2 包括的水資源法案

(1) Clean Water Restoration Act of 2007 下院法案 H.R.2421 「2007年清浄水資源再生法」

(法案要旨)

- ・ Clean Water Act の法管轄をめぐる 2001 年及び 2006 年の最高裁判決の撤回を求めるため、「航海できる水域」という語句を取り除き、「米国の領海」と定義して司法解釈によって除外されてしまった Wetlands (湿地) 及び他の水域を含める。

(提案議員) Oberstar 議員 (民主－ミネソタ) 提出日：2007 年 5 月 22 日

(委員会－小委員会) 運輸－水資源・エネルギー 公聴会：2007 年 7 月 17、19 日

(2) Great Lakes Collaboration Implementation Act of 2007 下院法案 H.R.1350 「2007年五大湖協力のための具体実施法案」

(法案要旨)

- ・ 排水インフラストラクチャーの向上・改善のための連邦支援の付与
- ・ 五大湖へのアジア鯉の侵入を防ぐための電氣的障害の設置
- ・ 魚類及び野生生物の回復と汚染された泥沈殿物の浄化

(提案議員) Ehlers 議員 (共和－ミシガン) 提出日：2007 年 3 月 6 日

(委員会－小委員会)

運輸－水資源、自然資源－漁業・海洋科学及びエネルギー・環境

(3) Gulf of Mexico Restoration and Protection Act 上院法案 S.1126 「メキシコ湾再生・保護法」

(法案要旨)

- ・ 「連邦水汚染コントロール法」を改正し、メキシコ湾プログラム・オフィスをも EPA のオフィスとして再確立
- ・ 同オフィスについて、EPA 及び他の連邦・州・地方機関と自治体の行動を調整すること
- ・ プログラムを実行する特定の行動計画の策定を補佐すること
- ・ 計画とプロジェクトの回復のための優先事項の調整、実施
- ・ メキシコ湾の保全を振興する普及プログラムの実施
- ・ メキシコ湾の環境の質と生息リソースについての情報を整備発信
- ・ メキシコ湾岸州協定のメキシコ側メンバーとメキシコ EPA の担当相手側との連絡調整

(提案議員) Lott 議員 (共和－ミシシッピ) 提出日：2007 年 4 月 17 日

(委員会－小委員会) 環境

(4) Great Lakes Collaboration Act of 2007 上院法案 S.791 「2007年五大湖協力実施法」

(法案要旨)

- ・ 下院法案 H.R.1350 (上記(2)) に相当する上院法案

(提案議員) Levin 議員 (民主－ミシガン) 提出日：2007 年 3 月 7 日

(委員会－小委員会) 環境

5.2.3 気候変動

(1) New Direction for Energy Independence, National Security, and Consumer Protection Act 下院法案 H.R.3221 「エネルギー自立、国家安全保障及び消費者保護のための新方向の法案」

(法案要旨)

- ・波、潮汐、海流、海洋エネルギー転換などから派生するエネルギー・ソースを含む海洋再生エネルギーの研究・開発の奨励
- ・気候変動の適応性に関する政府機関間パネルの確立
- ・代替的エネルギー開発の探究を沿岸州が行うための補助金の承認
- ・オフショアの代替エネルギーを始め、気候変動の影響を予測し、かつ削減するために NOAA に「海洋政策と地球温暖化」プログラムを設定
- ・各州に地球気候変動の堅固な政策を自発的に開発させるよう CZMA³⁰を改正
- ・気候変化の影響について報告書を提出するよう NOAA に義務付け (CZMA を改正)
- ・全米海洋研究リーダーシップ会議を通じて大統領に対し連邦及び非連邦の組織からなる「全米統合沿岸・海洋観測システム」を確立し維持することを指示
- ・地域的な調整機関・機構 (Coordination Entities) の設置
- ・気候変動及び海洋・沿岸及び五大湖のダイナミクスの理解を向上するため海洋及び沿岸観測技術、モデリング・システム及び他の能力について基礎及び応用研究を実施
- ・海洋・沿岸及び五大湖と気候変動の影響の認識を増大するために公共意識の向上、教育及び訓練のプログラムの制度化
- ・船舶からの汚染防止のため CZMA の改正

(提案議員) Pelosi 議員 (民主－カリフォルニア、下院議長)

提出日：2007年7月30日

(委員会－小委員会) 天然資源、エネルギー・商業、科学・技術 他計7委員会

全般討議：2007年8月4日

下院可決通過：241票対172票 (修正付)

2007年9月5日上院に付託され審議予定に載るが、2008年2月28日審議時間制限 (Cloture) の措置が取られず、審議未了となる。

(2) Energy Policy Reform and Revitalization Act of 2007 下院法案 H.R.2337 「2007年エネルギー政策改革・再活性化法」

(法案要旨)

- ・気候変動適応の政府機関間パネルの設置
- ・代替エネルギー開発の探究のため沿岸州への補助金の承認

(提案議員) Rahall 議員 (民主－ウエストバージニア) 提出日：2007年5月16日

(委員会－小委員会)

天然資源、農業－USDA オペレーションズ、科学・技術－エネルギー・環境

³⁰ Coastal Zone Management Act

2007年8月3日小委員会を通過し、下院本会議審議予定に載るが審議未了

(3) Global Change Research and Data Management Act of 2007 下院法案 H.R.906
「2007年地球気候変動研究とデータ管理法」

(法案要旨)

- ・気候変動及び海洋生物と沿岸の居住適性に関する政府機関間パネルの設置
- ・身体、経済及び人口動向を含む研究目標と優先順位を定めた「国家気候変動研究計画」の策定
- ・気候変動に係る国際的な取決めを締結している国との協議

(提案議員) Udall 議員 (民主-コロラド) 提出日: 2007年2月7日

(委員会-小委員会) 科学・技術-エネルギー・環境、国際関係

委員会は可決されたが、下院本会議で審議未了となった。

(4) Climate Stewardship Act of 2007 下院法案 H.R.620 「2007年気候保全法」

(法案要旨)

- ・魚類及び野生動物生息プログラムに用いられる収入をあげるため、温室効果ガスの排出権市場の確立
- ・海洋及び海洋エコシステム、魚類・野生生物と生息、沿岸地域社会への気候変動の影響に関する報告を5年間毎に議会に提出するよう NOAA に義務付け

(提案議員) Olver 議員 (民主-マサチューセッツ) 提出日: 2007年1月22日

(委員会-小委員会) エネルギー・商業、自然資源

(5) Coastal State Climate Change Planning Act of 2008 下院法案 H.R.5453 「2008年沿岸州気候変化プランニング法」

(法案要旨)

- ・気候変化の影響を最小化し、沿岸ゾーンの気象変化のネガティブな結果を削減する準備のための承認された管理計画に従い、沿岸州が自発的に沿岸気候変化への適応計画を開発するための援助の提供

(提案議員) Capps 議員 (民主-カリフォルニア) 提出日: 2008年2月14日

(委員会-小委員会) 天然資源、 公聴会: 2008年2月28日

5.2.4 沿岸保全・保護

(1) Keep Our Waterfronts Working Act of 2007 下院法案 H.R.3223 「2007年ウォーターフロント活性化法」

(法案要旨)

- ・CZMA を改正し、商業漁業、レクリエーションのフィッシング及び他の海洋・沿岸関連ビジネスへの沿岸アクセスを確証する補助計画の設定

(提案議員) Allen 議員 (民主-メイン) 提出日: 2007年7月30日

(委員会-小委員会) 自然資源-漁業・海洋 公聴会: 2008年2月28日

(2) Coastal and Estuarine Land Protection Act 下院法案 H.R.1907 「沿岸及び入江・河口地の保護法案」

(法案要旨)

- ・NOAA に州が重要な環境に優しく、美しく、レクリエーション的、または歴史的

価値のある未開発地帯の土地を取得するのに役立つ連邦助成（Grant）プログラムの設置する

（提案議員）Saxton 議員（共和－ニュージャージー） 提出日：2007年4月23日

（委員会－小委員会）自然資源－漁業・海洋

(3) Coastal Zone Enhancement Reauthorization Act of 2007 上院法案 S.1579 「2007年沿岸ゾーン改良再承認法」

（法案要旨）

- ・汚染防止及び沿岸生息生物の創生、回復、保全を支援する沿岸ゾーン管理助成（Grant）を含め、改善された沿岸管理のための管理助成（Grant）の再承認

（提案議員）Snowe 議員（共和－メイン） 提出日：2007年6月7日

（委員会－小委員会）商務

(4) Coastal and Estuarine Land Protection Act 上院法案 S.1142 「沿岸及び河口地帯土地保護法」

（法案要旨）

- ・下院法案 H.R.1907（上記(2)）に相当する上院法案

（提案議員）Judd 議員（共和－ニューハンプシャー） 提出日：2007年4月18日

（委員会－小委員会）商務

2007年6月5日委員会を通過、上院本会議の審議予定に載るが審議未了

(5) Coastal Zone Reauthorization Act of 2008 下院法案 H.R.5451 「2008年沿岸ゾーン再承認法」

（法案要旨）

- ・沿岸ゾーンの下に各種プログラムへの予算歳出を2011年まで承認する

（提案議員）Bordallo 議員（民主－ジョージア） 提出日：2008年2月14日

（委員会－小委員会）天然資源 公聴会：2008年2月28日

5.2.5 サンゴ礁保全・保護

(1) Coral Reef Conservation Amendments Act of 2007 下院法案 H.R.1205 「2007年サンゴ礁保護・保全改正法」

（法案要旨）

- ・2000年サンゴ礁保護・保全法の再承認
- ・U.S. Coral Reef Task Force の法的設置

（提案議員）Faleomavaega 議員（民主－アラスカ） 提出日：2007年2月27日

（委員会－小委員会）天然資源－漁業・海洋、科学・技術－エネルギー・環境

委員会を通過、下院本会議にて審議未了

(2) Coral Reef Ecosystem Conservation Amendments Act of 2007 上院法案 S.1583 「2007年サンゴ礁エコシステム保全・保護改正法」

（法案要旨）

- ・下院法案 H.R.1205（上記(1)）に相当する上院法案

（提案議員）Inouye 議員（民主－ハワイ） 提出日：2007年6月7日

（委員会－小委員会）商務

5.2.6 漁業・養殖

(1) National Offshore Aquaculture Act of 2007 下院法案 H.R.2010 「2007年全米オフショア養殖法」

(法案要旨)

- ・オフショア養殖の許可証 (Permits) の発行を商務長官に認める
- ・許可されたオフショア養殖を、大きさ、季節及び漁獲方法を制限する漁業規制の例外とする

(提案議員) Rahall 議員 (民主-ウェストバージニア) 提出日: 2007年4月24日

(委員会-小委員会) 自然資源

(2) Salmon Economic Analysis and Planning Act 下院法案 H.R.1507 「鮭経済分析・計画法」

(法案要旨)

- ・連邦政府による鮭の保護・回復・回収の措置の科学的分析に関する全米科学アカデミーとの協定締結を商務長官に義務付け

(提案議員) McDermott 議員 (民主-ワシントン) 提出日: 2007年3月13日

(委員会-小委員会) 天然資源-漁業・海洋

(3) National Offshore Aquaculture Act of 2007 上院法案 S.1609 「2007年全米オフショア養殖法」

(法案要旨)

- ・下院法案 H.R.2010 (上記(1)) に相当する上院法案

(提案議員) Inouye 議員 (民主-ハワイ) 提出日: 2007年6月13日

(委員会-小委員会) 商務

(4) Natural Stock Conservation Act of 2007 上院法案 S.533 「2007年自然魚族保全法」

(法案要旨)

- ・1980年全米海水養殖法を改正し、許可書の義務事項が立法化されるまで、許可発行を禁止する

(提案議員) Murkowski 議員 (共和-アラスカ) 提出日: 2007年2月8日

(委員会-小委員会) 農業

5.2.7 侵入生物類

(1) Ballast Water Management Act of 2007 下院法案 H.R.2423 「2007年バラスト水管理法」

(法案要旨)

- ・国際的なバラスト水管理の義務要求の米国法規への取入れ
- ・バラスト水の排出につき、現行の国際基準よりも100倍厳しい基準の設定

(提案議員) LaTourette 議員 (共和-オハイオ) 提出日: 2007年5月22日

(委員会-小委員会) 運輸

(2) Prevention of Aquatic Invasive Species Act 下院法案 H.R.889 「水中侵入生物種防止法」

(法案要旨)

- ・ Non-indigenous Aquatic Nuisance Prevention Act of 1990 を改正し、船舶バラスト・ウォーター管理の義務要求を設定

(提案議員) Miller 議員 (共和－ミシシッピ) 提出日：2007年2月7日

(委員会－小委員会) 運輸－沿岸警備隊・水資源、天然資源－漁業・海洋

(3) Great Lakes Invasive Species Control Act 下院法案 H.R.801 「五大湖侵入生物種コントロール法」

(法案要旨)

- ・ Non-indigenous Aquatic Nuisance Prevention Act of 1990 を改正し、五大湖内入港前に、バラスト水の交換または代替のバラスト水管理を行うため全船舶にバラスト水タンクの設置の義務付け

(提案議員) Kirk (共和－イリノイ) 提出日：2007年2月5日

(委員会－小委員会) 運輸－沿岸警備隊・水資源

(4) Aquatic Invasive Species Research Act 下院法案 H.R.260 「水中侵入生物種研究法」

(法案要旨)

- ・ 海水及び淡水の研究・開発・デモンストレーションのプログラムを設置し、市民・利害関係者を教育し、エコシステムの回復、侵入生物種の防止・管理・除去の努力活動を支援

(提案議員) Ehlers 議員 (共和－ミシガン) 提出日：2007年1月5日

(委員会－小委員会)

科学－エネルギー・環境、運輸－沿岸警備隊・水資源、天然資源－漁業・海洋

(5) Ballast Water Management Act of 2007 上院法案 S.1578 「2007年バラスト水管理法」

(法案要旨)

- ・ バラスト水に含まれる侵入生物種に対処する全米的管理プログラムの提供

(提案議員) Inouye 議員 (民主－ハワイ) 提出日：2007年6月7日

(委員会－小委員会) 商務

2007年9月27日委員会を修正案が通過したが、本会議にて審議未了

(6) National Aquatic Invasive Species Act of 2007 上院法案 S.725 「2007年全米海中侵入生物種法」

(法案要旨)

- ・ Non-indigenous Aquatic Nuisance Prevention Act of 1990 を改正し、米国領海内を運行する船舶について、水中侵入生物種の削減と防止の義務付け

(提案議員) Levin 議員 (民主－ミシガン) 提出日：2007年3月1日

(委員会－小委員会) 環境

5.2.8 海洋及び沿岸汚染

- (1) Chesapeake's Healthy and Environmental Sound Stewardship of Energy Act (CHESSEA) 下院法案 H.R.1766 「チェサピーク湾の健康的かつ環境的なエネルギー管理法」
(法案要旨)
 - ・ Food Security Act of 1985 を改正し、環境の質の向上を奨励するプログラムへの連邦資金供与を拡大する(提案議員) Van Hollen 議員 (民主-メリーランド) 提出日: 2007年3月29日
(委員会-小委員会) 漁業-保全関連
- (2) Save Our Shores Act 下院法案 H.R.1091 「米国沿岸保護法」
(法案要旨)
 - ・ Harmful Algal Bloom and Hypoxia Research and Control Act of 1998 を改正し、有害な藻類増殖及び(水中の)酸素欠乏状態の防止、削減、コントロールに関する活動の研究、教育、モニタリングへの予算歳出を拡大する(提案議員) Mack 議員 (民主-フロリダ) 提出日: 2007年2月15日
(委員会-小委員会) 科学技術-エネルギー・環境、天然資源-漁業・海洋
- (3) Safe Water Improvement and Modernization Act of 2007 下院法案 H.R.909 「2007年安全水資源の向上及び近代化法」
(法案要旨)
 - ・ 沿岸リクリエーション水資源の質向上の活動に予算歳出を承認(提案議員) Bilbray 議員 (共和-カリフォルニア) 提出日: 2007年2月8日
(委員会-小委員会) 運輸-水資源・エネルギー
- (4) Maritime Pollution Prevention Act of 2007 下院法案 H.R.802 「2007年海洋汚染防止法」
(法案要旨)
 - ・ 船舶から排出される NO_x、SO_x 及びオゾン層破壊化学物質の制限と MARPOL Annex VI への米国関連法の合致と順守(提案議員) Oberstar 議員 (民主-ミネソタ) 提出日: 2007年2月5日
(委員会-小委員会) 運輸
下院を通過したが、上院で審議未了
- (5) Chesapeake's Healthy and Environmental Sound Stewardship of Energy Act (CHESSEA) 上院法案 S.1346 「チェサピーク湾の健康的かつ環境的なエネルギー管理法」
(法案要旨)
 - ・ 下院法案 H.R.1766 (上記(1)) に相当する上院法案(提案議員) Mikulski 議員 (民主-メリーランド) 提出日: 2007年5月9日
(委員会-小委員会) 農業
- (6) Beach Protection Act of 2008 下院法案 H.R.2537 「2008年海岸保護法」
(法案要旨)
 - ・ Federal Water Pollution Control Act を改正し、海岸監視等を実施

- ・連邦及び州政府による沿岸のレクリエーション域のモニタリングと通知プログラムの確立する
- ・2001～2005 会計年度の 3000 万ドルから 2008～2012 会計年度 4000 万ドルに予算の増額

(提案議員) Pallone 議員 (民主-ニュージャージー) 提出日: 2007 年 5 月 27 日
(委員会-小委員会) 運輸-水資源、環境

2008 年 4 月 17 日下院を通過したが、上院で審議未了

(7) Beach Protection Act of 2008 上院法案 S.2844 「2008 年海岸保護法」

(法案要旨)

- ・Federal Water Pollution Control Act を改正し、海岸監視等を実施
- ・2001～2005 会計年度の 3000 万ドルから 2008～2012 会計年度 6000 万ドルに予算の増額

(提案議員) Lautenberg 議員 (民主-ニュージャージー) 提出日: 2008 年 4 月 17 日
(委員会-小委員会) 環境

(8) Clean Cruise Ship Act of 2008 上院法案 S.2881 「2008 年クリーン・クルーズ船法」

(法案要旨)

- ・沿岸 12 マイル以内でのクルーズ船からの処理済の汚水、グレーウォーター、ビルジの排出を禁止する新基準の制定
- ・米国水域におけるクルーズ船からの未処理の汚水、グレーウォーター、ビルジ、スラッジ、焼却炉灰及び有害廃棄物の排出の禁止

(提案議員) Durbin 議員 (民主-イリノイ) 提出日: 2008 年 4 月 17 日
(委員会-小委員会) 商務

5.2.9 海洋哺乳類

(1) To amend the Marine Mammal Protection Act of 1972 to repeal the long-term goal for reducing to zero the incidental mortality and serious injury of marine mammals in commercial fishing... 下院法案 H.R.1007 「漁業により付帯的に発生する海洋哺乳類の死亡・重傷をゼロとする長期目標を廃止するための 1972 年海洋哺乳類保護法を改正する法律」

(法案要旨)

- ・1972 年海洋哺乳類保護法の商業漁業による付帯的な死亡・重傷率をゼロとする長期目標を廃止し、「付帯的な死亡・重傷を減少させる」と規定

(提案議員) Young 議員 (共和-アラスカ) 提出日: 2007 年 2 月 13 日
(委員会-小委員会) 天然資源-漁業、海洋

5.2.10 NOAA 組織法

(1) National Oceanic and Atmospheric Administration Act 下院法案 H.R.250 「NOAA 組織法」

(法案要旨)

- ・ NOAA を公式に連邦商務省参加の機関として承認する
 - ・ NOAA を「全米気象サービス」、「研究と教育」、「オペレーションとサービス」及び「資源管理」の 4 領域を中心に再編
 - ・ 「科学アドバイス委員会」の設置
- (提案議員) Ehlers 議員 (共和－ミシガン) 提出日：2007 年 1 月 5 日
 (委員会－小委員会) 天然資源－漁業・海洋、科学－エネルギー・環境

5.2.11 海洋観測と探査・研究

(1) National Integrated Coastal and Ocean Observation System Act of 2007 下院法案 H.R.2342 「2007 年全米海洋・沿岸統合観測システム法」

(法案要旨)

- ・ 政府及び非政府組織からなる国家統合海洋観測システムの確立
- ・ 地域調整機能のネットワークの設立
- ・ 海洋と気候変動の理解を向上させる海洋観察技術、モデルシステム等の基礎及び応用研究の実施
- ・ 海洋と気候変動に関する認識の向上のための教育とトレーニング等の計画の立案

(提案議員) Allen 議員 (民主－メイン) 提出日：2007 年 5 月 16 日

(委員会－小委員会) 天然資源－漁業、海洋、科学－エネルギー、環境

2008 年 3 月 31 日、天然資源委員会では修正の上可決、科学委員会では否決されたが、下院本会議では可決された。ただし、本法案は、5.2.3(1)の下院法案 H.R.3221 に吸収された。

(2) National Ocean Exploration Program Act 下院法案 H.R.1834 「全米海洋探査計画法」

(法案要旨)

- ・ NOAA のプログラムとして、海洋探査計画と国家海中研究計画を策定

(提案議員) Saxton 議員 (共和－ニュージャージー) 提出日：2007 年 3 月 29 日

(委員会－小委員会) 科学－エネルギー・環境、天然資源－漁業・海洋、国防－テロ科学技術、天然資源、軍事の 3 委員会を通過し、2008 年 2 月 14 日下院本会議で可決されたが、上院で審議未了

(3) Coastal and Ocean Observation System Act of 2007 上院法案 S.950 「2007 年沿岸・海洋観測システム法」

(法案要旨)

- ・ 米国の社会、経済及びエコロジカルなシステムに影響を及ぼす海洋と沿岸環境に起る変化の適時な探査と予測のための統合システムを確立し、維持する。
- ・ NOAA を政府機関の中心とし、統合海洋観測プログラム部署の確立を義務付け

(提案議員) Snowe 議員 (共和－メイン) 提出日：2007 年 3 月 21 日

(委員会－小委員会) 商務

2007 年 3 月 21 日商務委員会で可決されたが、本会議の審議未了

(4) Ocean and Coastal Exploration and NOAA Act (OCEAN Act) 上院法案 S.39 「海洋・沿岸探査と NOAA に関する法律 (OCEAN 法)」

(法案要旨)

- ・ NOAA に調整の取れた全米海洋探究プログラムを確立する
- ・ 海洋技術とインフラのタスク・フォースの設置を NOAA に義務付け

(提案議員) Stevens 議員 (共和-アラスカ) 提出日: 2007 年 1 月 4 日

(委員会-小委員会) 商務

2007 年 2 月 13 日 商務委員会で可決されたが、本会議の審議未了

5.2.12 オフショア・エネルギー

(1) Marine Renewable Energy Research and Development Act of 2007 下院法案
H.R.2313 「2007 年海洋再生エネルギー研究・開発法」

(法案要旨)

- ・ 波、潮汐及び海流などのソースから電力生産を行う技術の研究・開発の支援
- ・ 2008 年～2012 年の期間に毎年 5,000 万ドルの予算支出の承認

(提案議員) Hooley 議員 (民主-オレゴン) 提出日: 2007 年 5 月 15 日

(委員会-小委員会) 科学-エネルギー・環境

2007 年 6 月 13 日 科学委員会で可決されたが、本会議の審議未了

(2) Marine and Hydrokinetic Renewable Energy Promotion Act of 2007 下院法案
H.R.2036 「2007 年海洋・水力再生エネルギー推進法」

(法案要旨)

- ・ 波、潮汐及び海流による発電の推進
- ・ 海洋で流体動力再生可能エネルギー研究のプログラムの確立
- ・ 海洋の再生可能エネルギーを利用するプロジェクトに提供するための「適用可能な管理と環境基金」の設立

(提案議員) Inslee 議員 (民主-ワシントン) 提出日: 2007 年 4 月 25 日

(委員会-小委員会)

エネルギー、科学-エネルギー・環境、歳入、天然資源-漁業・海洋

(3) Marine and Hydrokinetic Renewable Energy Promotion Act of 2007 上院法案
S.1511 「2007 年海洋・水力再生エネルギー推進法」

(法案要旨)

- ・ 下院法案 H.R.2036 (上記(2)) に相当する上院法案

(提案議員) Akaka 議員 (民主-ハワイ) 提出日: 2007 年 5 月 24 日

(委員会-小委員会) 財務

(4) Renewable Energy, Fuel Reduction, and Economic Stabilization and Enhancement Act 上院法案 S.298: 「再生エネルギー、燃料削減、及び経済安定化と改善法」

(法案要旨)

- ・ 波、潮汐、海流、熱エネルギーを含むオフショア・エネルギーの開発に補助 (Grants) 提供を義務付け、この目的に 1 億ドルの支出を承認する

(提案議員) Markowgki 議員 (共和-アラスカ) 提出日: 2007 年 1 月 16 日

(委員会-小委員会) 財務

(5) California Ocean and Coastal Protection Act 上院法案 S.151 「カリフォルニア海洋・沿岸保護法」

(法案要旨)

- ・外側大陸棚土台に関する法律を改正し、カリフォルニア州沿岸における石油・天然ガスのリーシング準備、リーシング及び関連活動を禁止する。

(提案議員) Boxer 議員 (民主-カリフォルニア) 提出日: 2007 年 1 月 4 日

(委員会-小委員会) エネルギー、天然資源

(6) Coastal State Renewable Energy Promotion Act of 2008 下院法案 H.R.5452 : 「2008 年沿岸州再生エネルギー推進法」

(法案要旨)

- ・CZMA を改正し、沿岸州に対し補助 (Grant) を与え、州沿岸ゾーンに隣接する州・連邦の土地の測量をサポートし、探査、開発及び再生エネルギーの生産に潜在的に適合または不適合を識別する。

(提案議員) Capps 議員 (民主-カリフォルニア) 提出日: 2008 年 2 月 14 日

(委員会-小委員会) 天然資源

公聴会: 2008 年 2 月 28 日

5.2.13 海洋研究、科学及び教育法案

(1) Hydrographic Services Improvement Act Amendments 下院法案 H.R.3352 「水路サービス向上法 (改正法)」

(法案要旨)

- ・Hydrographic Services Improvement Act of 1998 を改正し、水路データの作成、使用にあたっての NOAA の業務を強化
- ・NOAA に、ハリケーンのような自然、人工の災害に対応してデータを提供する責務を付与

(提案議員) Young 議員 (共和-アラスカ) 提出日: 2008 年 2 月 7 日

(委員会-小委員会) 天然資源

2008 年 3 月 31 日下院通過

(2) National Sea Grant College Program Act 下院法案 H.R.2836 「全米海洋助成大学プログラム法」

(法案要旨)

- ・National Sea Grant College Program Act を改正し、同プログラムの 2009~2013 会計年度の予算歳出を承認する

(提案議員) Faleomavaega 議員 (民主-アラスカ) 提出日: 2007 年 6 月 23 日

(委員会-小委員会) 天然資源-漁業・海洋

(3) Ocean and Coastal Mapping and Integration Act 下院法案 H.R.2400 「海洋・沿岸マッピング及び統合化法」

(法案要旨)

- ・NOAA に対し統合海洋・沿岸マッピングのプログラムを五大湖及び沿海 (沿岸州) について設置することを指示する。

(提案議員) Bordallo 議員 (民主-グアム) 提出日: 2007 年 5 月 21 日

(委員会－小委員会) 天然資源－漁業・海洋

2007年7月23日下院通過

(4) Hydrographic Services Improvement Act Amendments 上院法案 S.1582「水路サービス向上法(改正法)」

(法案要旨)

・下院法案 H.R.3352(上記(1))に相当する上院法案

(提案議員) Inouye 議員(民主－ハワイ) 提出日: 2007年6月7日

(委員会－小委員会) 商務

2007年7月19日委員会を通過したが、審議未了

(5) Federal Ocean Acidifications Research and Monitoring (FOARAM) 上院法案 S.1581「連邦海洋酸性化研究・モニタリング法」

(法案要旨)

・海洋酸性化のプロセスと結果を探証するために研究とモニタリング及び教育を提供する連邦プログラムを確立する

(提案議員) Lautenberg 議員(民主－ニュージャージー) 提出日: 2007年6月7日

(委員会－小委員会) 商務

2007年12月4日委員会を通過し、上院本会議に付託

5.3 第111議会における立法活動

第111議会は始まったばかりであるが、2009年1月15日、上院は上院法案 S.22 を賛成73票、反対21票で可決した。同法案は、Omnibus Public Land Management Act of 2009(2009年包括的公共領地管理法)と称され、これには、次の五つの海洋政策法が盛り込まれている。

- (1) Ocean Exploration and NOAA's Undersea Research Program Act (海洋探査・探
究/NOAA 海底研究計画法)
- (2) Ocean and Coastal Mapping Integration Act (海洋及び沿岸マッピング総合法)
- (3) Integrated Coastal and Ocean Observation System Act of 2009 (2009年統合海洋
観測システム法)
- (4) Federal Ocean Acidification Research and Monitoring Act of 2009 (2009年連邦
海洋酸性化研究及びモニタリング法)
- (5) Coastal and Estuarine Land Conservation Program (沿岸及び沿岸河口土地保全
計画)

下院は、S.22 法案を構成するこれら五つの法案の条項を含む S.22 法案とは別の法案を全て第110議会で既に可決していた。下院に S.22 法案が提出された場合、本法案を管轄すると見られる下院天然資源委員会の委員長 Nick Rahall 議員(民主党ウェストバージニア州選出)はこの法案の支持を示唆しており、可決に向けて障害はほとんど無いものと考えられる。

6. 海洋関連施策に係る予算

ここでは、連邦政府機関毎の海洋関連施策の予算状況について概観するとともに、主要な海洋関連施策の実施機関である NOAA についてその状況を整理する。

6.1 連邦政府機関における海洋関連施策に係る予算

ICOSRMI がまとめた議会への報告書「2007 Federal Activities Report to the U.S. Congress³¹」（2008年1月）においては、連邦政府全体を通じ海洋プログラム活動に携わる政府機関毎の予算規模について（図表5）、また、OAP に掲げられた政策分野6分野（1.1.2参照）のうち4分野を明記しそれぞれの予算規模について、記載されている（図表6）。

図表5 連邦行政機関別海洋関連施策に係る予算

（単位：百万ドル）

機関名 \ 年度	2006 実績	2007 承認額	2008 要求額	2009 見込額	2010 見込額	2011 見込額	2012 見込額
Department of Agriculture	630	656	710	655	672	677	682
Department of Commerce	2,189	1,913	1,881	2,019	2,104	2,028	1,935
Department of Defense	1,596	1,513	1,455	1,414	1,433	1,402	1,373
Department of Energy	31	36	15	14	14	15	15
Environmental Protection Agency	681	967	741	741	741	741	356
Department of Health and Human Services	9	9	9	9	9	9	9
Department of Homeland Security	2,495	2,455	2,610	2,679	2,775	2,878	2,983
Department of the Interior	691	975	962	961	961	711	711
Marine Mammal Commission	3	3	2	2	3	3	3
National Aeronautics and Space Administration	127	165	139	90	56	51	50
National Science Foundation	383	413	437	445	451	458	465
Smithsonian Institution	1	1	1	1	1	1	1
Department of State and USAID	91	77	74	51	51	51	51
Department of Transportation	519	519	392	392	392	392	392
Department of Treasury	12	10	13	10	10	10	10
計	9,456	9,711	9,440	9,482	9,671	9,424	9,034

注）出典：2007 Federal Activities Report to the U.S. Congress (ICOSRMI)

2009会計年度以降の「見込額」は2008会計年度予算要求時の額である。

³¹ http://ocean.ceq.gov/2007_Oceans_Report_final.pdf この報告書には、連邦政府機関が執った施策についても記述されている。

図表 6 政策課題別 2008 会計年度要求額

(単位：百万ドル)

機関名 \ 施策	海洋、沿岸及び五大湖の資源の利用と保全を向上	海上輸送への支援	海洋、沿岸及び五大湖についての理解の増進	国際的な海洋科学及び海洋政策の推進	その他	計
Department of Agriculture	707	0	0	0	3	710
Department of Commerce	982	200	555	9	135	1,881
Department of Defense	77	890	35	0	453	1,455
Department of Energy	0	0	5	0	10	15
Environmental Protection Agency	697	0	36	5	3	741
Department of Health and Human Services	0	0	9	0	0	9
Department of Homeland Security (FEMA+CG)	1417	1183	9	2	0	2610
Department of the Interior	844	6	99	6	7	962
Marine Mammal Commission	1	0	1	0	0	2
National Aeronautics and Space Administration	0	0	139	0	0	139
National Science Foundation	2	0	404	31	0	437
Smithsonian Institution	0	0	1	0	0	1
Department of State and USAID	27	0	7	33	7	74
Department of Transportation	22	370	0	0	0	392
Department of Treasury	0	0	0	0	13	13
Total	4,775	2,648	1,299	87	631	9,440

注) 出典：2007 Federal Activities Report to the U.S. Congress (ICOSRMI)

Department of Commerce (DOC) の予算には、NOAA と NIST (National Institute of Standards and Technology) が含まれるが、そのほとんどが NOAA 予算である。Department of Defence (DOD) には、海軍の他、陸軍 (工兵隊、Corps of Engineers) 等が含まれ、米国において港湾・航路の整備・維持を担当する陸軍工兵隊予算が DOD の海洋施策関連予算の 4 割前後を占めている。Department of Homeland Security (DHS) の海洋施策関係予算は、USCG と FEMA (Federal Emergency Management Agency) の予算が含まれるが、ほとんどが USCG の予算である。Department of the Interior の予算には、USGS の他 NPS、Fish and Wildlife Service (FWS) 等が含まれる。

OAP の 6 分野のうち、海洋資源の利用・保全施策に最も予算が配分されており、次いで海上輸送支援施策、理解の増進 (研究及び教育) 関係施策となっている。なお、海上輸送支援施策の中には、港湾建設・維持、航路の維持・改良といったインフラ整備のための経費も含まれている。

また、3.に述べた主要行政機関の予算状況と政策課題毎の予算配分を図表 7 に示す。予算額の大きい陸軍工兵隊も、併せて記載した。

図表 7 主要行政機関の予算状況と政策課題毎の配分

(単位：百万ドル)

	2006 実績	2007 承認額	2008 要求額	海洋、沿岸 及び五大湖 の資源の利 用と保全を 向上	海上輸送へ の支援	海洋、沿岸 及び五大湖 についての 理解の増進	国際的な海 洋科学及び 海洋政策の 推進	その他
NOAA	2,185.32	1,909.47	1,877.06	52%	11%	30%	0%	7%
NSF	383.22	412.61	437.24	0%	0%	92%	7%	0%
NASA	126.87	164.94	138.81	0%	0%	100%	0%	0%
USGS	110.96	110.16	113.95	57%	0%	42%	0%	0%
海軍	424.5	435.4	452.8	0%	0%	0%	0%	100%
NIH	8.7	8.8	8.6			100%		
USCG	2,452.72	2,413.13	2,568.31	54%	46%	0%	0%	0%
陸軍工兵隊	1,167.26	1,068.72	993.15	7%	90%	4%	0%	0%

注 2007 Federal Activities Report to the U.S. Congress (ICOSRMI) を基に作成
政策課題毎の百分率は、各機関の個々の業務について政策課題毎の百分率と 2008 会計年度要求額を示しており、これらを基に算出したものである。四捨五入の関係で合計が 100% に必ずしもならない。

6.2 National Oceanic and Atmospheric Administration の海洋関連施策と予算

NOAA 全体の計画に対する 2009 会計年度の大統領予算案は、41 億 980 万ドルであり、2008 会計年度歳出承認予算 39 億 730 万ドルに比べ 2 億 260 万ドル、5.2%の増加となっている³²。

6.2.1 2009 会計年度予算案重点要求事項

2009 会計年度予算案においては、以下の 5 項目に重点をおいている。

(1) 主たる業務・サービスの継続

主たる業務・サービスの継続のためは、NOAA は衛星や航空機、船舶によるデータ収集が必須であり、現衛星の運用や更新、航空機、船舶の維持・保守に重点をおいている。現在開発中の GOES-R プログラム継続のため、2 億 4,220 万ドルの増額が要求されている。また、調査船 RAINER 号の大修理のため 610 万ドル、航空機の延命及び運用と保守のため 400 万ドルを要求している。

(2) 「大統領の海洋イニシアティブ」のサポート

「大統領の海洋イニシアティブ」をサポートするために海洋資源の知識と管理の強化を目指している。そのため 4,910 万ドルの予算増加が含まれている。この増額には新たに施行された Marine Debris Act の実施のために 400 万ドルが計上されている。

³² http://www.corporateservices.noaa.gov/~nbo/09bluebook_highlights.html に、NOAA の 2009 会計年度予算関係資料が掲載されている。

その他、データ管理と海洋観測をサポートするため IOOS へ 700 万ドル、PORTS (Physical Oceanographic Real-Time System) プログラム³³に 200 万ドルを要求している。また、適正な年間漁獲量制限の設定に必要な科学データの独立第三者機関によるレビュープロセスの向上のため 510 万ドルを要求している。

更に Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act で 2011 年に実行が義務付けられている過剰漁獲の禁止のためのサンプリング・プログラム実施に 850 万ドル、深海サンゴ研究に 150 万ドルを要求している。NOAA はまた、Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act により義務づけられた施策のため、3,180 万ドルを要求している。

(3) 気象警報と天気予報の向上

この予算要求は主たる業務・サービスを維持し向上させるため、NOAA の能力を強化することにある。ハリケーン強度予測の改善のための研究加速化の予算 400 万ドルを含んでいる。さらに、カリブ海、メキシコ湾及び大西洋に設置された 15 基の観測ブイ (Data Buoys) の運用と保守に 300 万ドルが計上されている。高度気象インタラクティブ処理システム (Advanced Weather Interactive Processing System (AWIPS) ³⁴) に 660 万ドル、ウィンドプロファイラネットワーク (NOAA Profiler Network³⁵) の機能向上と更新のために 480 万ドル計上されている。NOAA は、業務・サービスの維持向上のため、重要不可欠な気象インフラの保守・整備を図っている。

(4) 気候モニタリングと研究・調査

NOAA は全てのユーザー、グループへの気候サービスの拡大とその研究・調査の向上に関与している。「全米統合干ばつ情報システム」(National Integrated Drought Information System (NIDIS) ³⁶) のサポートに重点が置かれ、次世代気候予測システム (Climate Forecast System (CFS) ³⁷) の開発と運用のために 200 万ドル要求している。数十年間にわたる気候を記録するための衛星用の重要な気候センサーの開発に 7,400 万ドルがに用いられる予定である。

(5) 施設への投資

NOAA は業務・サービス実施に不可欠な施設の管理と近代化のため投資を継続しており、職員に対し安全かつ効率の高い作業環境を与える努力を続けている。ハワイ・ホノルルの Ford 島の新しい太平洋地域センターの建設継続のため 4,030 万ドルを要求している。米南西部の魚類科学センターの施設代替のためのデザインの完了と初期準備に 1,210 万ドルが当てられる。アラスカ・フェアバンクスの National Environmental Satellite, Data and Information Service (NESDIS) ³⁸司令及びデータ収集ステーションにおけるオペレーション総合施設の建替えに 1,170 万ドルの予算が計上された。

³³ <http://tidesandcurrents.noaa.gov/ports.html>

³⁴ <http://www.nws.noaa.gov/ops2/ops24/awips.htm>

³⁵ <http://www.profiler.noaa.gov/npn/>

³⁶ <http://www.drought.gov/index.html>

³⁷ <http://cfs.ncep.noaa.gov/>

³⁸ <http://www.nesdis.noaa.gov/>

6.2.2 海洋施策関連部局の 2009 会計年度予算案

(1) National Ocean Service

NOS の 2009 会計年度の予算案は 4 億 8,800 万ドルであり 2008 会計年度予算案に比べ 2,280 万ドルの増加であるが、同年の歳出予算からは 4,790 万ドルの減少となる。この予算要求は船舶・航空機の運航のための情報等とサービスの向上、海洋・沿岸観測の全米ネットワークの調整、海洋廃棄物への対策、及び科学、管理と修復による米国の沿岸エコシステムの向上等の NOAA の活動を行うためのものである。主な事項は以下のとおりである。

- ・統合海洋観測システム (Integrated Ocean Observing System) …… 700 万ドル増
- ・チャート・インフラストラクチャーのストリーミングの試み
(Ping to Chart Infrastructure Streaming) …… 100 万ドル増
- ・自動海底ビークル (Autonomous Underwater Vehicle) …… 70 万ドル増
- ・物理的・海洋学的リアルタイム・システム
(Physical Oceanographic Real-Time System: PORTS) …… 200 万ドル増
- ・全米沿岸河口リザーブ・システムの調査
(National Estuarine Reserve System Research) …… 520 万ドル増
- ・海洋廃棄物・瓦礫 (Marine Debris) …… 400 万ドル増
- ・部署のベース予算 (Response and Restoration Base) …… 520 万ドル
- ・沿岸及び河口地域の土地保全プログラム
(Coastal and Estuarine Conservation Program) …… 700 万ドル増
- ・海洋研究優先計画の実施 …… 1,000 万ドル増

(2) National Marine Fisheries Service

2009 会計年度予算として NMFS は 7 億 8,230 万ドルを要求し、2008 会計年度の予算案に比べ 1,370 万ドルの減少であり、さらに同年の歳出予算からは 4,610 万ドルの減少となっている。また、2009 会計年度予算案は、Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act の再承認法による新しい要求事項、すなわち、過剰漁獲の禁止、魚類再生、市場ベースの管理手法の推進、レクリエーションに関するデータの収集、共同研究プログラムの拡大、かつ漁業に係る国際取決めの執行の強化には対応したものである。主な事項は以下のとおりである。

- ・漁獲資源量の評価 …… 850 万ドル増
- ・年間漁獲制限 (Annual Catch Limits: ACLs) と割当 …… 510 万ドル増
- ・レジャーフィッシングの統計 …… 300 万ドル増
- ・経済学及び社会学的な研究調査 …… 470 万ドル増
- ・違法または不適切な釣の規制と監督 …… 320 万ドル増
- ・西部及び中部太平洋漁業管理コミッション …… 100 万ドル増
- ・深海サンゴの研究調査 …… 150 万ドル増
- ・Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act に係る
協同研究調査 …… 120 万ドル増
- ・バイチャッチ (Bycatch) の削減 …… 60 万ドル増
- ・北極生物資源調査 …… 50 万ドル増

(3) Office of Oceanic and Atmospheric Research

OAR は 2009 会計年度に 3 億 8,200 万ドルの予算要求を行い、2008 会計年度予算要求に比べ 1,390 万ドルの増加であるが、同年の歳出予算レベルから 1,540 万ドルの純減少となっている。主な事項は以下のとおりである。

- ・ NIDIS、CFS …………… 200 万ドル増
- ・ 海洋蒸発プロセス研究調査 (Water Vapor Process Research) …………… 90 万ドル増
- ・ 北極探査無人航空システム・データ分析
(Arctic Unmanned Aircraft Systems (UAS) Data Analysis) …………… 30 万ドル増
- ・ 大西洋子午線海洋逆流循環のアセスメント
(A-MOC: Asses Atlantic Meridional Overturning Circulation) …… 100 万ドル増
- ・ オペレーション上の天候予測、数値的予報開発のテスト台センターの改善向上
(DTC Improve-ments to Operational Weather Forecasts, Numerical
Prediction Development Test-bed Center) …………… 10 万ドル増
- ・ 無人航空システム (UAS: Unmanned Aircraft Systems) …………… 300 万ドル増
- ・ 2008 会計年度包括歳出予算法からのプログラム復活 …………… 160 万ドル増

(4) National Weather Service

NWS の 2009 会計年度予算案は 9 億 3,070 万ドルであり、2008 会計年度予算案から 2,720 万ドルの純増であり、また 2008 会計年度歳出予算に比べ 1,930 万ドルの純増にもなっている。生命を守るため信頼できる予報・警報を生み出し、実用に供する最先端技術を採用し、コスト効率の高い方法で、かつ天候、海洋・河川水及び気候情報の経済価値を向上させている。

- ・ 2008 会計年度包括歳出予算法からのプログラム復活
(天候予報、気象警報関連のプログラムが多い) …………… 1,010 万ドル増
- ・ ハリケーン及び気候変動のサポート・オペレーション
(Hurricane and Climate Support Operations) …………… 530 万ドル増
- ・ NOAA 天候ラジオ・システム (NOAA Weather Radio) …………… 290 万ドル増
- ・ AWIPS …………… 660 万ドル増
- ・ NOAA Profiler Network …………… 480 万ドル増
- ・ ハリケーン予報モデリングの運用・保守整備
(Hurricane Forecast Modeling (HWRP)) …………… 430 万ドル増
- ・ 観測ブイ、海洋センサーの運用・保守 (Data Buoy Ocean Sensor) 140 万ドル増
- ・ 自動海面観測システム
(ASOS: Automated Surface Observing System) …………… 70 万ドル増
- ・ 航空気象システム (Aviation Weather Systems) …………… 70 万ドル増
- ・ 火災天候モデリング・サポート (Fire Weather Modeling Support) …… 60 万ドル増

(5) National Environmental Satellite, Data and Information System

NESDIS は 2009 会計年度に総額 11 億 5,790 万ドルの予算を要求し、2008 会計年度レベルの予算案に比べ 1 億 7,960 万ドルの純増となり、また、2008 会計年度歳出予算に比べ 2 億 280 万ドルの純増となっている。この予算案は NOAA の衛星及び情報サービス、衛星によるデータ収集及びその支援インフラの活動を可能にするもので

ある。これらの活動は、地球のモニター、資源の管理を通じて米国経済及び人命・財産の保護等の NOAA の使命達成をサポートするのである。

- ・ 航行安全のための海氷の衛星イメージ
(Ice Satellite Imagery for Navigation Safety) ……50 万ドル増
- ・ 気候観測センサーとデータ記録 (Climate Sensors and Data Records) 7,400 万ドル増
- ・ 地上システムの改良・向上 (Ground Systems Improvements) ……50 万ドル増
- ・ 海洋海面ベクター風力調査 (Ocean Surface Vector Winds Studies) 300 万ドル増
- ・ GOES-R プログラム ……2 億 4,220 万ドル増
- ・ 地球極周回衛星システム (POES: Polar-orbiting Satellite System) ……4,890 万ドル減
- ・ 軌道静止衛星システム (GOES-N-Series) ……700 万ドル減

(6) Office of Marine and Aviation Operations

OMAO は 2009 会計年度に 1 億 9,820 万ドルの予算を要求し、2008 会計年度予算案から 1,330 万ドルの純増であり、かつ 2008 会計年度歳出予算に比べ 1,620 万ドルの純増となっている。

- ・ NOAA 船舶クルーの安全と勤務ローテーション
(Maritime Crew Safety and Rotation) ……170 万ドル増
- ・ NOAA 航空機の追加オペレーションとメンテナンス
(Additional Operations and Maintenance for NOAA Aircraft) ……400 万ドル増
- ・ NOAA 調査船 RAINIER 号の大修理
(Major Repair Period (MRP) for the RAINIER) ……610 万ドル増
- ・ 海洋哺乳動物・エコシステムのモニタリング・システム
のキャリブレーション (Bell M. SHIMADA Calibration) ……100 万ドル増

(7) NOAA Program Support

PS の予算案は 2009 会計年度においては 3 億 2,090 万ドルであり、2008 会計年度予算案提起から 6,360 万ドルの純増であり、また、2008 会計年度歳出予算に比べて 5,710 万ドルの純増となっている。

- ・ 追加的調達と助成金 (Grant) 部署へのサポート
(Additional Acquisition and Grant Office (AGO) Support) ……120 万ドル
- ・ 競争的教育グラント (Competitive Educational Grants) ……100 万ドル増
- ・ 南西部地域魚類科学センター
(Southwest Fisheries Science Center) ……1,210 万ドル増
- ・ 太平洋地域 (海洋) センター (PRC: Pacific Regional Center) ……4,030 万ドル増
- ・ フェアバンクス指令及びデータ収集ステーション
(CDAS: Fairbanks Command and Data Acquisition Station) ……1,170 万ドル増

6.3 National Oceanic and Atmospheric Administration の自己評価

クリントン前政権下の 1990 年代に「政府の予算計画実績と成果に関する法」(Government Performance & Results Act (GPRA)) が施行され、閣僚レベルの省庁機関は毎年予算案準備の際に、大統領府の管理予算局 (Office of Management and Budget (OMB)) に対し少なくともその予算年度の前年、前々年の予算計画の実績・

成果の自己評価を提出し、その予算要求書の一部とすることが義務付けられている。

NOAA は商務省の自己評価とは別に、単独で自己評価を行っている。NOAA の 2009 会計年度予算要求書の第一章は「2007 年 NOAA のプログラム実績とその成果」と題されている³⁹。その中で、NOAA は主要政策措置の分類分野を構成するプログラム細目事項について以下のとおり、2007 会計年度の目標と実際の成果を数値化し百分率で提示し、かつ A~D の全般評価を行っている。その概要は以下のとおりである。(A: 目標を超越した成果、B: 目標に合致した成果、C: 目標を僅かに下回った結果、D: 目標達成に至らず)

- ・天候と海洋

事項例：米国の気温予測（累積的なスキルのスコア）

2007 会計年度の目標：19

2007 会計年度の実績：29 総合評価点：A

- ・気候

事項例：海面温度のグローバル測定における誤りの削減

2007 会計年度の目標：0.5℃

2007 会計年度の実績：0.5℃ 総合評価点：B

- ・エコシステム

事項例：海洋生物資源（LMR）について適正な生物人口のアセスメントと予測の成功比率

2007 会計年度の目標：40%

2007 会計年度の実績：40.6% 総合評価点：B

- ・商業及び運輸：

事項例：海洋、沿岸及び五大湖の生息地区（Habitat）として長期的保護区として取得または指定された年間のエーカー面積

2007 会計年度の目標：2,000 エーカー

2007 会計年度の実績：3,020 エーカー 総合評価点：A

- ・使命達成（Mission）サポート

Mission サポート目標に関連した GPRA 測定は無い

³⁹http://www.corporateservices.noaa.gov/~nbo/FY09_Rollout_Materials/Chapter_1_NOAA_Accomplishments.pdf

7. 海洋政策に係る課題

オバマ新政権の誕生を控えた 2008 年末、JOCI (4.1 参照) や COL (4.2 参照) はオバマ政権が取り組むべき海洋政策の優先課題について提言を行った。ここでは、今後米国が取り組まなければならないであろう海洋政策の課題について、考察する。

7.1 Joint Ocean Commission Initiative の提言

JOCI の提言は、「Joint Ocean Commission Initiative Calls On New Federal Agency Leadership To Prioritize Oceans⁴⁰」と題する 2008 年 12 月 10 日付のプレスリリースをもって行われた。その概要は、以下のとおりである。

- ・エネルギー長官と EPA 長官は、新設の気候変動担当大統領補佐官とともに、海洋・沿岸に影響を及ぼしている大きな問題に対処するために、商務長官と直ちに作業を始めなければならない。
- ・まず最初に、包括的な海洋政策を確立し、海洋・気候科学への投資を増加させ、国連海洋法条約の批准を通して、経済と安全保障を確保しなければならない。
- ・海洋、沿岸及び五大湖が非常に経済的で生態学的な価値を持つことは、否定できない。地球の 70% は青い海であり、米国の GDP の半分、6 兆 1,000 億ドルは海洋経済から生じる。したがって、オバマ政権は、新政権は将来の経済発展を確保し海洋の継続的な悪化を抑制するために、攻撃的アプローチを執らなければならない。
- ・地球温暖化の最初の犠牲者は海洋である。これを認識しないことは、地球温暖化と気候変動がコミュニティに及ぼす影響を認めることができないこと以上に、米国と世界に対する大きな脅威となる。土地・海洋・大気の連結を認識し反応するとともに、きれいな空気ときれいな水を得たのと同様の優先度で「健康な海」を識別する包括的な国家政策を策定しなければならない。
- ・産官学横断的な人材及び専門家、かつ、気候変動における海洋の役割と経済及びエコシステムへの影響を理解するとともに国際的な海洋政策における米国のリーダーシップの再構築のための追加資金のもと、海洋は新たな管理手法を必要としている。

JOCI は、ブッシュ政権とは異なり、環境重視の姿勢を打ち出したオバマ政権に一定の評価をしつつも、実行の速度を求めて提言を行ったものと思われる。

なお、提言においても改めて指摘された国連海洋法条約批准については、民主、共和両党に批准賛成の議員が多数いるにもかかわらず、第 110 議会でも上院本会議において批准が承認されていない。相当量の資源が埋蔵されると推定される北極海の領有問題とも関係し、オバマ政権における重要かつ困難な課題の一つとなる可能性がある。

⁴⁰http://www.jointoceancommission.org/news-room/news-releases/2008-12-10_Joint_Initiative_Calls_on_New_Federal_Agency_Leadership_to_Prioritize_Oceans.pdf

7.2 Consortium for Ocean Leadership の提言

COLの提言は、「Ocean Science Priorities for the Obama Administration⁴¹」と題するメモをもって行われた。その概要は、以下のとおりである。

(1) 科学技術を重視した政策を遂行すること。

ブッシュ政権においては、政治任命された者が科学研究の成果の公表内容が制限された結果、国民の信頼を失い科学技術への取組みを後退させた。したがって、①閣僚級の「大統領科学アドバイザー」ポストを再設置すること、②NSFを通じて、科学研究への投資を拡大すること、また、その一部としてNOAAの海洋・気象プログラム、NASAの地球科学プログラム、USGSの海洋・沿岸プログラムを含めること、③連邦政府の科学者がその研究成果につき国民や政策責任者と自由な情報交換ができるよう措置すべきである。

(2) 気候変動に対し、的確に取り組むこと。

海洋は、熱、水分、空気の吸収・放出を通じて気候に対し大きな影響を与える。しかしながら、現在起こっている塩分濃度の変化や水温上昇等海洋の変化は充分解明されていない。海洋と沿岸の資源を管理していくためには、過去と現在の状況を正確に評価し、海洋が気象に影響を与えるプロセスの将来の気候変動について信頼できる予測が必要である。また、沿岸地帯が米国の国内生産高（GDP）の半分以上を生み出しており、気候変動がもたらす最も大きな影響を考えれば、海洋は気候変動の議論の中で、もっと取り上げられるべきである。海洋における二酸化炭素や他の温室効果ガスの管理と貯蔵に係る戦略は、研究成果に基づかなければならない。また、二酸化炭素排出権取引による財源等が海洋科学活動に提供されることは、①海洋資源の管理・使用に関する研究と同様、急速に変化する海洋の大気または陸との相互作用、酸性化、生産性、海面高さその他の物理的、化学的、生物学的基礎研究の促進、②陸上施設や調査船、衛星等を通じたモニタリングデータの質の向上、③これらのデータを活用した分析、モデル化、予測の向上、に繋がる。

(3) エネルギー安全保障の強化

米国は石油、天然ガス等を外国に依存しており、メキシコ湾沖合のオフショア開発が進んだとしても、需要を満たすことはできない。海洋は、相当量の再生可能エネルギーが潜在していると考えられる。海洋エネルギーの利用により、海外石油・天然ガス依存度の低減、汚染物質・温室効果ガス排出低減ができる。このため、オフショア開発のロイヤリティの一部が「海洋信託基金」を通じて、①海流、潮汐、波、熱による再生可能エネルギーの利用、②海洋の現状を把握して将来像をモデル化するとともに海洋及び沿岸における気候変動の影響を評価できるモニタリングシステム、③海洋・沿岸管理者に対する適合・影響緩和戦略、再投資されるべきである。

COLは、米国の人口が海岸線地帯に集中していることから、経済、セキュリティ、生活の質が海洋に依存していると指摘している。COLは、オバマ政権に対し、海洋科学・エンジニアリングの重視と進歩を奨励し、技術開発、商業及び外交を通して米国の国家持続性、米国の経済的軍事的優位性確保に役立つ、としている。

⁴¹ <http://www.oceanleadership.org/files/oceansciencepriorities.pdf>



この報告書は競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

米国海洋政策の現状と課題

2009年（平成21年）3月発行

発行 社団法人 日本中小型造船工業会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-15-16 海洋船舶ビル
TEL 03-3502-2063 FAX 03-3503-1479

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

米
国
海
洋
政
策
の
現
状
と
課
題

二
〇
〇
九
年
三
月